

# **栗山町過疎地域持続的発展市町村計画**

**令和 8 年度～令和 12 年度**

**(案)**

**北海道夕張郡栗山町**



# 目 次

## 1. 基本的な事項

(1) 栗山町の概況	1
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
ア. 自然的条件	
イ. 歴史的背景	
ウ. 社会的条件	
エ. 経済的条件	
②過疎の状況	1
ア. 過疎の原因	
イ. 過疎対策の現況と評価	
ウ. 今後の見通し	
③産業構造の変化及び経済的な立地特性	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
①人口の推移と動向	2
ア. 年齢別人口	
イ. 産業別就業人口	
表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)	
表 1-1 (2) 人口の見通し	
(3) 行財政の状況	5
①行政	5
②財政	5
表 1-2 (1) 市町村財政の状況	
表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況	
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
①基本方針	7
②過疎地域持続的発展特別事業の展開	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	9
①移住・定住	9
②地域間交流	9
(2) その対策	9
①移住・定住	9
②地域間交流	9

(3) 計画	10
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	10
<b>3. 産業の振興</b>	
(1) 現況と問題点	11
①農林業	11
②商工業	11
③観光・交流産業	11
(2) その対策	12
①農林業	12
②商工業	12
③観光・交流産業	13
(3) 計画	14
(4) 産業振興促進事項	17
①産業振興促進区域及び振興すべき業種	17
②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	17
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	17
<b>4. 地域における情報化</b>	
(1) 現況と問題点	18
①通信網及び情報化	18
(2) その対策	18
①通信網及び情報化	18
(3) 計画	19
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	19
<b>5. 交通施設の整備、交通手段の確保</b>	
(1) 現況と問題点	20
①道路交通網	20
②輸送網	20
(2) その対策	20
①道路交通網	20
②輸送網	20
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	22
<b>6. 生活環境の整備</b>	
(1) 現況と問題点	23

①上・下水道	23
②一般廃棄物処理	23
③火葬場	24
④消防	24
⑤住宅	24
⑥公園・緑地	24
⑦防災	25
(2) その対策	25
①上・下水道	25
②一般廃棄物処理	25
③火葬場	25
④消防	25
⑤住宅	26
⑥公園・緑地	26
⑦防災	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
<b>7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	
(1) 現況と問題点	29
①児童福祉	29
②高齢者福祉	29
③障がい者福祉	29
④地域福祉	30
⑤保健衛生	30
(2) その対策	30
①児童福祉	30
②高齢者福祉	31
③障がい者福祉	31
④地域福祉	31
⑤保健衛生	31
(3) 計画	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	34
<b>8. 医療の確保</b>	
(1) 現況と問題点	35
①地域医療	35
(2) その対策	35
①地域医療	35
(3) 計画	36

## **9. 教育の振興**

(1) 現況と問題点	37
①小中学校	37
②介護福祉学校	37
③栗山高等学校	37
④生涯教育	37
⑤スポーツ	38
⑥学生寮	38
(2) その対策	38
①小中学校	38
②介護福祉学校	38
③栗山高等学校	38
④生涯教育	39
⑤スポーツ	39
⑥学生寮	39
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	42

## **10. 集落の整備**

(1) 現況と問題点	43
①市街地整備	43
②住民自治	43
(2) その対策	43
①市街地整備	43
②住民自治	43
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	44

## **11. 地域文化の振興等**

(1) 現況と問題点	45
①芸術文化	45
②文化財	45
(2) その対策	45
①芸術文化	45
②文化財	45
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46

<b>1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	
(1) 現況と問題点	47
①自然エネルギー	47
(2) その対策	47
①自然エネルギー	47
(3) 計画	47
<b>1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	
(1) 現況と問題点	48
①自然環境	48
②情報共有と町民参加	48
(2) その対策	48
①自然環境	48
②情報共有と町民参加	48
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業分	50



# 1. 基本的な事項

## (1) 栗山町の概況

### ①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### ア. 自然的条件

本町は北海道の中央部、空知総合振興局管内の南部に位置し、東は夕張市、北は屈足山系をもって岩見沢市に境し、西南は夕張川を隔てて由仁町及び長沼町と接している。

気候は、日本海側の影響を受けることが多く、春から夏にかけては温暖で乾燥し、秋から冬にかけては比較的雨量・積雪量ともに少なく、概して温和である。

降雪期間は12月中旬より3月下旬頃まで、積雪量は1メートル前後で気象条件に恵まれている。

地勢は、北部がやや幅広く、西部より東部に斜めに長く延び、西南に傾斜し、北部及び東南部は夕張山系が連なり丘陵地帯となっている。西方は馬追山系に囲まれた地域で、夕張川を境にして、角田盆地の北東部の半分を占めている。

面積は東西17.5キロメートル、南北25.1キロメートルで203.93平方キロメートルの広さを有している。

#### イ. 歴史的背景

明治21年、宮城県角田藩士、泉鱗太郎の率いる夕張開墾起業組合員により開拓が始まり、明治23年、「角田村」と公称された。その後、札幌農学校夕張学田地の設定や、華族などが相次いで農場を創設し、今日の農業生産地、栗山の基礎が築かれた。

昭和に至り、角田炭鉱の発展とともに、人口は20,000人を超え、昭和24年に町制を施行、同時に名称を「栗山町」と改めた。

昭和38年には人口24,500人を超え、ピークを迎えたが、その後、全国的な農村地域の過疎化の進行と角田炭鉱の閉山などにより、減少の一途をたどり、令和7年現在では10,500人台となっている。

#### ウ. 社会的条件

本町は、札幌市を中心とした道央圏域内にあり、さらに南空知広域圏に属し、圏域南部の拠点都市として経済、文化活動が比較的盛んである。

交通網は、工業都市室蘭市、苫小牧市と岩見沢市・旭川市を結ぶ国道をはじめ、隣接市町村と接続する道道が縦横に整備されており、さらに鉄道輸送は、室蘭市、岩見沢市を結ぶ室蘭本線が通っている。

#### エ. 経済的条件

気候や風土など、恵まれた自然条件の中で、本町は農業を基幹産業に発展を遂げてきたが、優位な立地条件も加わり、商工業も次第に盛んになり、空知南部圏における生活諸物資の流通拠点となっている。

特に農業については、道央圏の大都市を対象にした食糧供給基地としての役割が高まっている。工業は、苫小牧臨海工業地帯と道北、道東を結ぶ接点にあることから、内陸型工業適地として企業進出も順調に推移してきた。

## ②過疎の状況

#### ア. 過疎の原因

本町は、南空知の拠点都市として農工商が調和した田園都市として発展してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化等による農業人口の流出や、石炭産業の斜陽化による角田炭鉱の閉山、さらには大手企業の移転や倒産などにより、雇用の場が減少し、若年層の都市圏への流出が目立つようになった。

また、少子化社会による核家族化の進行や、経済不況による景気低迷の影響なども重なり、高齢者人口の増加と若年者人口の減少に歯止めがかからず、構造的な過疎状況から脱却できない現状にある。

#### イ. 過疎対策の現況と評価

本町はこれまで、7期に亘る町総合計画及び過疎対策法に基づく計画、また関連する諸計画を策定し、基幹産業である農業をはじめとした産業基盤の整備、上下水道施設・公営住宅等の生活基盤整備、交通通信体系や教育文化施設の整備などを計画的かつ継続的に推進し、地域の活性化と自立促進を図ってきた。

しかし、社会経済情勢の変化や少子高齢化の著しい進展、若者の町外流出による人口減少など、地域全体の活力向上に向けては、未だ多くの課題が残っている。

#### ウ. 今後の見通し

本町は空知南部圏の拠点都市として、また、苫小牧臨海工業地帯や千歳臨空工業地帯の外周地域である内陸型工業振興地域の発展とあいまって、本町自ら開発する交通網の整備や生活環境の整備をはじめ、札幌圏との近接性を活かした産業の創出、雇用拡大を図る新産業の諸施策とともに、これらを強力に推進することによって発展的期待がもたれる。

今後も引き続き、基幹産業の振興をはじめ、企業誘致や生活環境基盤の整備、交通移動手段の確保、人材の確保・育成、近隣市町村との連携推進など、持続的発展に向けた施策を積極的に展開していく必要がある。

### ③産業構造の変化及び経済的な立地特性

北海道の中央部に位置する本町は、気候・風土など、自然の恵みを豊富に受けながら、住民の英知と努力によって着実な進展を示し、生産性豊かな文化都市としての要素を高めてきたが、我が国の経済社会の著しい変動や産業構造の変化により、昭和40年代半ばにかけて、角田炭鉱の閉山や夕張鉄道の廃止を余儀なくされた。平成以降も、長引く景気低迷による経済情勢等の悪化により、大手企業の倒産や撤退が相次ぎ、本町の産業経済に大きな打撃をもたらした。

一方、農業においても、海外からの農産物の輸入自由化や減反政策、さらには後継者不足や高齢化による農家戸数の減少など、取り巻く環境は年々厳しさを増している。

今後も引き続き、大消費地である札幌圏や、空・海の玄関である新千歳空港、苫小牧港から約1時間という特性など、地理的条件や優れた地域性を最大限に活用しながら、若者が夢と希望をもち活力が生まれるような産業振興等を展開していくなければならない。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ①人口の推移と動向

本町の人口は、昭和38年に24,572人をピークに、その後、平成2年には16,101人、平成17年には14,352人、令和2年には11,272人と、減少の一途を辿っている。平成2年から令和2年における人口の減少率は30.0%で、平成17年から令和2年の15年間の推移を見ても、21.5%減少している。

これらの要因については、農業の近代化や炭鉱の閉山、企業の経営縮小、さらには若年層の都市への流出、全国的な傾向である少子化の影響等によるものであり、今後も減少傾向は続くと見込まれる。

今後は、地場産業の振興とあいまって企業誘致、新産業の育成など、就業の場の拡大に取り組むとともに、住宅団地の造成や生活・医療環境の整備をはじめ、都市機能の充実を積極的に図ることによって、過疎地域からの脱却を図っていく。

#### ア. 年齢別人口

年齢階層別人口では、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が著しく、平成2年の10,720人に対し、令和2年では5,528人と48.4%減少している。これに比例して14歳以下の年少人口も平成2年の2,783人に対し、令和2年には1,083人と61.1%も減少している。

一方、65歳以上の高齢者人口は、年々増加し、全人口に対する割合は、平成2年の16.1%に対して令和2年には41.4%と大幅に上昇しており、急速に少子高齢化が進んでいることを示している。産業就業者など、生産年齢人口の低下が憂慮されるが、さらにこうした傾向は続くものと考えられる。

今後、人口の減少に歯止めをかけるため、若者世代などが移住・定住しやすい環境づくり、安心して子育てができる環境づくり等を、産業活性化施策と連動して推進していくかなければならない。

#### イ. 産業の推移

農業を中心とする第一次産業の就業人口については、年々減少傾向にあり、その他の産業への流出などが大きな要因と考えられる。

第二次産業については、炭鉱の閉山など、鉱業の衰退により、減少を余儀なくされたが、工業団地の造成などによる企業の進出に伴い、建設業、製造業ともに就業人口に一時、伸びが見られた。しかし、平成10年以降は、大型企業の倒産や経営縮小などにより、再度減少傾向となっている。

また、本町が空知南部圏の拠点都市として、経済流通活動が活発化するにしたがい、第三次産業の占める割合が増加しており、令和2年には全体の約6割を占めるなど、産業構造に大きな変化が生じている。

今後、就業者人口の減少に歯止めをかけるため、基幹産業である農業の振興や新たな企業の誘致、観光事業の推進、各産業間の連携等をより一層推進していかなければならぬ。

表 1-1 (1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和 55 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 17,482	人 16,101	% △7.9	人 14,352	% △10.9	人 12,344	% △14.0	人 11,272	% △8.7	
0 歳～14 歳	3,999	2,783	△30.4	1,714	△38.4	1,277	△25.5	1,083	△15.2	
15 歳～64 歳	11,524	10,720	△7.0	8,489	△20.8	6,473	△23.7	5,528	△14.6	
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,134	2,748	△12.3	1,934	△29.6	1,309	△32.3	1,061	△18.9	
65 歳以上(b)	1,959	2,598	32.6	4,149	59.7	4,594	10.7	4,661	1.5	
(a)／総数 若者比率	17.9%		17.1%		13.5%		10.6%		9.4%	
(b)／総数 高齢者比率	11.2%		16.1%		28.9%		37.2%		41.4%	

表 1-1 (2) 人口の見通し

区分	令和 7 年		令和 12 年		令和 17 年		令和 22 年		令和 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総 数	人 10,484	人 9,531	% △9.1	人 8,573	% △10.1	人 7,659	% △10.7	人 6,812	% △11.1	
0 歳～14 歳	911	726	△20.3	623	△14.2	545	△12.5	477	△12.5	
15 歳～64 歳(a)	5,046	4,496	△10.9	3,891	△13.5	3,227	△17.1	2,706	△16.1	
65 歳以上(b)	4,527	4,309	△4.8	4,059	△5.8	3,887	△4.2	3,629	△6.6	
(a)／総数 生産年齢 人口比率	48.1%		47.2%		45.4%		42.1%		39.7%	
(b)／総数 高齢者比率	43.2%		45.2%		47.3%		50.8%		53.3%	

出典：栗山町人口ビジョン（令和 3 年 3 月改訂）

### (3) 行財政の状況

#### ①行政

本町は、昭和 46 年の「まちづくり総合開発計画」を初回として、以降、昭和 53 年に「発展計画」、昭和 63 年に「新発展計画」をそれぞれ策定し、社会経済事情に合った行政の推進に努めてきた。

その結果、道路交通網や工業団地の造成など産業基盤の整備促進が図られ、住民の生活環境についても着実に向上が図られた。

さらに、平成 10 年には、本町の 21 世紀初頭における将来像を掲げた「第 3 次発展計画」、平成 20 年には、町民の参加と合意による個性的なまちづくりと、自律した地域自治の確立を目指す「第 5 次総合計画」、平成 27 年には、町財政の健全化と自律的で個性的なまちづくりの両立を目指す「第 6 次総合計画」をそれぞれ策定し、歴史や文化が育んだ町民による地域に根ざしたまちづくりを進めてきた。

令和 5 年には、若者定住対策・教育環境整備、健康寿命延伸・連帯協働、自然環境保全・都市基盤整備、産業振興対策の 4 つの重点政策方針を柱に、各施策を総合的に展開する「第 7 次総合計画」を策定し、次代に誇れるふるさと栗山の創造と、情報共有、町民参加、持続可能な自律したまちづくりを基本理念に町政を推進している。

また、広域行政に関しては、南空知ふるさと市町村圏組合、南空知消防組合、南空知葬斎組合などの一部事務組合や、南空知南部介護認定審査会、南空知南部障害認定審査会の共同設置など、圏域市町と連携した取り組みを推進している。

#### ②財政

本町の財政は、収支の均衡は保っているものの、長引く景気の低迷や地域主権型社会の進展、国の財政状況の悪化、人口減少と少子高齢化の進行、産業を取り巻く環境の急速な変化などにより、主要財源である地方税や地方交付税等が減少し、極めて厳しい状況にある。

こうした財政下において、本町ではこれまで、平成 12 年度以降、4 次に亘る行財政改革を推進し、事務事業や組織機構の見直し、人件費等の削減、各種使用料・手数料の改定、民営化・指定管理者制度の推進、多様な手法による自主財源の確保など、積極的な行財政改革に取り組み、財政運営の健全化を図ってきた。

今後も、財政収支の均衡を図りつつ、さらなる経費節減や自主財源の確保に努めるとともに、限られた財源の計画的・効率的な活用など、より健全性高い財政運営が求められる。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	8,376,466	8,842,527	11,035,794
一般財源	4,955,615	4,874,456	5,102,828
国庫支出金	829,936	973,662	2,879,539
都道府県支出金	732,126	856,597	843,125
地方債 (うち過疎対策事業債)	975,541 197,700	937,484 433,600	1,029,487 434,649
その他	883,248	1,200,328	1,180,400
歳出総額 B	8,227,706	8,699,559	10,641,241
義務的経費	3,571,958	3,107,692	3,333,860
投資的経費 (うち普通建設事業)	944,017 937,767	707,129 668,990	1,453,512 1,452,232
その他	3,173,909	4,066,945	4,903,232
過疎対策事業費	537,822	817,793	950,637
歳入歳出差引額 C(A-B)	148,760	142,968	394,553
翌年度へ繰越すべき財源 D	34,820	5,800	167,436
実質収支 C-D	113,940	137,168	227,117
財政力指数	0.29	0.29	0.30
公債費負担比率	24.5	18.0	16.7
実質公債費比率	21.0	15.8	11.7
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	88.3	83.0	96.8
将来負担比率	106.5	86.8	54.1
地方債現在高	11,724,767	10,920,467	10,384,730

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率 (%)	18.7	34.0	46.6	63.0	66.3
舗装率 (%)	11.7	24.4	36.7	61.7	70.5
農道					
延長 (m)	—	—	—	6,820	—
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	22.2	0.3	1.1	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	18,789	14,767
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	8.0	2.3	2.6	—	2.4
水道普及率 (%)	96.5	97.5	98.8	99.2	99.6
水洗化率 (%)	—	41.5	79.0	94.7	97.0
人口千人当たり病院、診療所の病棟数 (床)	23.9	24.8	17.0	12.7	12.0

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

### ①基本方針

本過疎計画では、「栗山町第7次総合計画」を基本に、「新・北海道総合計画」及び「北海道過疎地域持続的発展方針」との整合性を図りながら、急速に進行する人口減少や少子高齢化等の社会情勢に誘因する地域の生産力の低下、社会インフラの維持管理費負担の増加、地域自治組織の脆弱化などの諸問題に対応する5ヵ年の計画を定めるものとする。

栗山町第7次総合計画においては、多岐に及ぶ地域課題に対応する分野横断的な4つの重点政策を設定しており、この重点政策を本過疎計画の基本方針と定め、本町の持つ潜在力と可能性を引き出し、各分野に亘る施策を総合的かつ計画的に推進することにより、まちの過疎化を抑制し、地域の持続的発展と健全な自治体運営を図る自主・自律したまちづくりを推進する。

#### 【4つの重点政策】

##### ア. 「子どもたち」が元気なまち（若者定住対策・教育環境整備）

若者、子育て世代を全力でサポートし、子育て・教育環境のさらなる充実を図るとともに、移住・定住促進や雇用の場の創出に向けた取組を進め、子どもたちが将来へ夢・希望を持って成長できるまちづくりを推進する。

##### イ. 「ひと」が元気なまち（健康寿命延伸・連帯協働）

あらゆる世代の町民が心身ともに健やかに、生きがいをもって暮らせるまちづくりを目指すとともに、町民と行政が連帯・協働し、ふるさと栗山で生きる幸せを実感できるまちづくりを推進する。

##### ウ. 「地域」が元気なまち（自然環境保全・都市基盤整備）

栗山の豊かな自然・歴史・文化を磨き上げ、次代に誇れるまちづくりを推進します。また、安定したごみ処理体制の構築や、地球温暖化対策の推進、安全・安心な都市基盤の整備など、誰もが住みやすいまちづくりを推進する。

##### エ. 「産業」が元気なまち（産業振興対策）

地域経済の原動力である農商工の基盤を強化し、各産業の担い手育成や雇用の場の確保、関係人口の創出など、経済の成長が好循環するまちづくりを推進する。

### ②過疎地域持続的発展特別事業の展開

人口減少、少子高齢化が急速に進展する本町では、町民が安心して暮らし続ける地域力の持続性を高め、定住を促進していくことが喫緊の課題となっている。

のことから、基本方針に設定した各施策を着実に推進するとともに、重点政策方針に関連する諸施策を横断的かつ柔軟に展開し、かつ、近隣市町との連携や機能分担による定住促進策や産業活性化に向けた取り組み等を推進する。

また、これらの施策の展開にあたり、過疎地域持続的発展特別事業を積極的、かつ効果的に活用していくこととする。

## **(5) 地域の持続的発展のための基本目標**

地域の活性化と持続的発展のためには、人口減少に歯止めをかけるための対策が必要不可欠である。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計によると、本町の将来人口は令和12年に9,505人になると想定されているが、本計画の着実な推進により、また、第7次総合計画における「計画期間中の目標人口」を踏まえ、本計画最終年である令和12年度の目標人口を10,200人と定める。

併せて、令和12年度の社会増減の目標値を44人減と定める。

## **(6) 計画の達成状況の評価に関する事項**

本計画を着実に遂行していくため、毎年度、行政内部はもとより、町民及び有識者が参画する外部評価委員会による事業評価並びに進行管理計画により、P D C Aサイクルに基づいた効果検証や必要な見直しを行うとともに、その内容を町ホームページなどにより公表する。

## **(7) 計画期間**

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年とする。

## **(8) 公共施設等総合管理計画との整合**

「栗山町公共施設等総合管理計画」においては、「公共施設総床面積の20%削減」、「トータルコスト削減に向けた予防保全への転換」、「長寿命化の推進」等を基本方針に掲げ、効率的・効果的な配置検討や、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの縮減・平準化を図るなど、適切な維持管理を推進していくこととしている。

このため、本計画に基づく公共施設等の整備等に関する事項については、総合管理計画との整合性を図った上で取り組むものとする。

## 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ①移住・定住

地方創生の推進により、地方への関心が高まる中、本町でも移住相談件数は増加している。地方での生活の魅力は、豊かな自然環境、のびのびとした子育て環境、精神的なゆとり（スローライフ）を求めてなどであるが、実際に移住を決断するには、安定した収入や、充実したインフラも重要視される。このため、移住相談には、まちの環境や各種制度の他、住宅や就業の相談など、幅広い情報提供が必要となる。本町では、平成31年に移住コーディネーターを配置するなど、細やかな対応に努めているが、移住希望者が安心して移住を決意できるよう、また、移住後も理想の生活に近づけるよう、町民や企業などと連携し、サポート体制を充実する必要がある。

#### ②地域間交流

開祖泉鱗太郎翁ゆかりの地である、宮城県角田市と昭和53年に姉妹都市提携を結び、農業や青少年育成をはじめ、様々な分野で交流を行っている。

また、中高生を対象とした少年ジェット「希望の翼」海外派遣事業や、一般町民を対象とした海外先進地視察研修事業、中学校への外国語指導助手の配置など、国際感覚の高揚に努めてきた。

今後は、多様な分野での地域間交流を積極的に進め、次代を担う人材育成を図る必要がある。

### (2) その対策

#### ①移住・定住

##### ア. 移住・定住希望者の受入体制の拡充

移住希望者への短期移住体験や、都市圏での情報発信活動に加え、オンラインによる移住相談の実施など、相談者のニーズに対応した受入態勢を図る。

移住希望者や移住者を町民と協働でサポートする体制づくりを構築する。

U I J ターン者への移住時及び移住後の支援の充実を図る。

テレワーク施設の整備や、サテライトオフィス誘致支援を実施し、移住の促進を図る。

#### ②地域間交流

##### ア. 国際交流の推進

国際交流の機会づくり、国際社会に対応できる青少年の育成を図る。

##### イ. 地域間交流の推進

多様な分野における地域間交流を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容		事業 主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	テレワーク施設整備事業 テレワーク施設の整備		町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住  若者・子育て世代の移住環境整備  くりやま若者シティプロモーション事業の推進  青少年交流事業の実施  都市農村交流の推進  少年ジェット派遣事業の実施	【内 容】短期移住体験、都市圏での情報発信事業の実施など 【必要性】都市農村交流の推進 【効 果】観光・交流産業の振興及び活性化  【内 容】住宅取得、住宅リフォーム等助成事業の実施など 【必要性】住まいの環境づくり 【効 果】移住・定住の促進  【内 容】新たな担い手育成に関する事業やクリエイター人材活用等に関する事業など 【必要性】都市農村交流の推進 【効 果】観光・交流産業の振興及び活性化  【内 容】姉妹都市交流事業、被災地児童生徒の受入・交流事業の実施など 【必要性】地域間交流の推進 【効 果】地域間の交流及び青少年の育成  【内 容】農業・農村体験受入、景観緑肥作付に対する支援事業の実施など 【必要性】農業・農村ブランドの推進 【効 果】農業の振興及び活性化  【内 容】町内中高生を対象とした海外派遣研修事業の実施など 【必要性】国際交流の推進 【効 果】国際社会に対応する青少年の育成	町 町 町 町 町 町 町	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※
	地域間交流				
	人材育成				

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

### 3. 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ①農林業

本町の農業を取り巻く環境は、農家戸数・人口の減少、高齢化、農業労働力の減少、消費者ニーズの多様化など、様々な課題に直面し、農村活力の低下が懸念されている。農林業センサスによると、特に農業経営体数においては、平成 27 年の 396 経営体に対し、令和 2 年では 332 経営体と、この 5 年間で 16.2% 減少し、また、基幹的農業従事者数においても、平成 27 年の 805 人に対し、令和 2 年では 679 人と、15.7% 減少している。さらに、65 歳以上の基幹的農業従事者数比率を見ても、令和 2 年には 47.7% に達し、平成 27 年の 39.0% に対し、8.7% の増となっている。

今後においても、農業担い手の高齢化が進むことが想定されることから、これらの諸課題に対応する農業後継者の育成や新規参入者の受入体制の支援など、担い手育成の推進が必要である。また、スマート農業技術を活用した生産性の向上や経営改善に向けた取り組み支援、農地の受け手確保、農業基盤の整備など、生産性の高い農業・農地整備の推進を図るとともに、農産物加工や新商品開発、販路拡大に向けた 6 次産業化への取り組み支援など、農業・農村ブランドを推進していくことが必要である。

林業については、国土保全、生態系の保全、地球温暖化防止など、利用可能な森林資源を活用した、豊かな森づくりが求められる。本町の森林面積の割合は、総面積の約 51% を占めることから、適切な森林の整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めることが必要である。

##### ②商工業

本町の工業は、栗山工業団地を中心に工場が立地し、2024 年経済構造実態調査における製造業の従業員数は 632 人、製造品出荷額は 111 億円となっている。厳しい経済状況の中、長引く景気低迷及び物価高騰の影響を受け、従業員数、製造出荷額ともに減少傾向にある。

今後においては、既存企業の経営体制の強化、企業間の交流、連携による技術革新の促進や新規企業等の誘致を積極的に展開し、地域産業の振興や雇用機会の拡大を図る必要があり、地域間競争が激しい中、本町の特性や地域資源の効果的な周知に努め、優位性を強調することが求められている。

商業においては、令和 3 年経済センサスによると、卸売業・小売業の商店数 115 件、従業員数 747 人、年間販売額 236 億円と、工業と同様に、商店数、従業員数ともに、減少傾向にあることから、商業活性化に向けた取り組みが大きな課題となっている。

近年では、国道沿線に郊外型大型複合店舗が進出したことにより、賑わいを見せているものの、駅前商店街では、地域住民や商業者自身の高齢化、後継者不足、来店客数の減少や個人消費の落ち込みによる売り上げの減少などにより、空き地空き店舗が増加しており、経営環境は一段と厳しさを増している状況にある。

今後においては、令和 5 年度に策定した商業活性化の基本指針となる「第 2 期栗山町商店街活性化アクションプラン」に掲げる具体的な施策を推進し、商業者や消費者ニーズに対応した魅力ある商店街の環境・賑わいづくりなどの取り組みが必要である。

##### ③観光・交流産業

昭和 48 年に栗山観光協会が発足したことを契機として、くりやま夏まつりの催行をはじめ町内では様々なイベント開催や情報発信などが行われ、札幌市や苫小牧市などの道内都市部や新千歳空港から約 1 時間でアクセス可能な立地と、自然景観・イベント・飲食店など魅力ある観光資源にも恵まれていることもあり、観光地としての認知には至っていない

いものの、平成 30 年度までは年間 40 万人を超す観光客が訪れている。しかし、この多くは日帰り客であり、栗山三大祭りなどの短期開催イベントに牽引されるよう増減していることをはじめ、来訪する目的が予め決まっていて滞在時間の短い「通過型観光」が多いと推測される。

これまでにも、栗山観光協会とともに総合案内窓口の開設、町内イベントの開催支援、郷土芸能活動支援、各種メディア及び展示会の活用による観光情報や特産品等の情報発信・PR活動、自然体験学習や大学連携を通じた都市農村交流事業、広域自治体との連携によるイベント開催やプロモーション事業などに取り組むほか、「くりエイトするまち栗山町」をキャッチフレーズとし、ものづくりを通じて町の認知度や関係人口創出を図ってきた。しかし、継続的・発展的に進められている事業は一部であり、他地域との差別化を図り認知度や興味関心度の向上につながるような事業は僅かとなっている。

また、本町の観光に関する客観的かつ具体的なデータの収集や分析が行われていないことから現状把握は不十分であり、これまでにも行政や栗山観光協会における長期的視点に立った具体的計画などは策定されてこなかったが本町の観光課題を抽出し、令和 7 年 3 月に策定した観光振興の方針となる「栗山町観光振興計画」に掲げる具体的施策を推進し、観光を活用して交流人口を増加させ地域経済活性化を目指す必要がある。

## (2) その対策

### ①農林業

#### ア. 担い手の育成

地域の中心的な役割を果たす農業後継者の育成や、意欲ある新規就農者の受け入れを支援するとともに、農業経営改善などに係る農業者の経済的負担の軽減、地域営農システムの構築を図る。

#### イ. 生産性の高い農業・農地整備の推進

農業者への生産性の向上や経営改善に向けた取り組みに対する支援のほか、農地の遊休化防止と担い手への円滑な流動化の推進、土地改良事業等による農業基盤の整備、農村地域の環境保全と多面的機能の発揮、エゾシカ等有害鳥獣による農産物の食害防止を図る。

#### ウ. 農業・農村ブランドの推進

農産物加工や新商品開発、販路拡大に向けた取り組みに対する支援地力増進・景観向上に効果のある緑肥栽培への支援を図る。

#### エ. 森林の保全・整備

森林が持つ多面的機能を発揮するための計画的な整備・管理を推進する。

### ②商工業

#### ア. 商工業の振興

商店街が主体的に行う集客向上等の取り組みを支援するほか、商店街空き地・空き店舗活用の推進を図る。

#### イ. 企業誘致・新産業創出の推進

工業団地等への企業誘致による雇用創出と地域経済活性化、町内商工業者の経営安定・改善に向けた支援を推進する。

#### ウ. 起業等を目指す人材の育成及び支援

ものづくりを通じたイノベーション醸成を図るための場として、ものづくり D I Y 工

房（ファブ施設）を運営し、地域特性を生かしてものづくりへの興味喚起と意識醸成を促しながら、創造的な課題発見・解決力を身に付ける学びの提供をはじめ、いつでも誰もがチャレンジできる環境を提供して自己探求心や資質を養い、自ら起業や事業拡大、あるいは就職を目指す人材の育成と支援を図る拠点づくりを進め、変化が著しい次世代産業や地域産業の担い手育成と活性化に資する展開につなげる。また、事業者が抱える経営や労務、金融などの様々な課題に関する相談対応や、町内での新たな起業を目指す方へのサポートを行う中小企業相談所（栗山商工会議所内）の活動を引き続き支援していく。

### ③観光・交流産業

#### ア. 観光・特産品のPRの推進

総合案内窓口の開設、町内イベントの開催支援、郷土芸能活動支援、各種メディア及び展示会の活用による観光情報発信・PR活動、広域自治体との連携など、これまで行ってきた取り組みに加え、新たな観光推進体制の構築、担い手人材の確保・育成、観光振興計画の策定・運用により、地域資源を活用しながら戦略的に観光客を含む交流人口や関係人口の受け入れを推進する。また、特産品推進協議会の活動支援、特産品の販路開拓支援などにより、特産品のPRと販路開拓を推進する。

#### イ. 認知度等の向上及び地域ブランドイメージの定着

平成29年から町内外の若者・子育て世代をメインターゲットとして取り組んできた情報発信等の事業継続の他、くりやまクリエイターズマーケットの運営を通じて来町機会創出と定着意識醸成を図り、今後は、これまでの取り組みをさらに発展すべく、テレワークやワーケーションの誘致等の更なる関係人口の創出に繋がる取り組みを図る。

#### ウ. 関係人口の創出

栗山駅南交流拠点施設をはじめ町内各所との連携により、観光振興や移住・定住促進など関連施策とも連動しながら、地域内での交流を通じて、まちの賑わいや活性化のために町民とともに行動を起こす関係人口の創出を図り、定住人口の促進と地域課題の解決につなげる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振興	(1) 基盤整備  林業  (3) 経営近代化施設 農業	森林整備加速化・林業再生事業 林業専用道 L=1,000m 林道橋梁改修 L=15.6m  道営円山地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=51ha 道営御園南部地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=39ha 道営富士地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=176ha 道営御園北部地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=145ha 道営北学田南部地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=99ha 道営御園中部地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=120ha 道営北学田中部地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=155ha 道営北学田北部地区経営体育成基盤整備事業 区画整理 A=105ha	町 道 道 道 道 道 道 道 道 道 町	
	林業  (5) 企業誘致  (7) 商業 共同利用施設  (9) 観光又はレクリエーション施設	林業用施設整備事業 林業用施設の備等  旧継立中学校改修事業 屋上防水改修、体育館改修等  新町通り街路灯整備事業 新町通り街路灯の整備  御大師山周辺整備事業 散策路、展望台、案内看板等  スポーツセンター改修事業 空調設備整備、機器更新等	町 町 町 町 町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	農業後継者の育成 【内 容】農業研修に対する支援、後継者育成事業の実施など 【必要性】担い手の育成 【効 果】農業の振興及び活性化  新規就農者の受入推進 【内 容】就農相談及び研修、経営助成など、新規就農支援事業の実施など 【必要性】担い手の育成 【効 果】農業の振興及び活性化	町 町	* *

	<b>営農活動の支援と組織の育成</b> 【内 容】農業資金貸付及び利子助成、地域 営農組織支援事業の実施など 【必要性】担い手の育成 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>良質な農産物生産活動の推進</b> 【内 容】生産活動の支援、農業用機械・施設整備に対する支援事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>スマート農業の推進</b> 【内 容】スマート農業機械の導入支援など 【必要性】地域農業の振興・推進 【効 果】労働力不足の対応・農作業の効率化・省力化	町	※
	<b>農地流動化の推進と優良農地の確保</b> 【内 容】農地流動化の推進、農地利用集積円滑化事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>国営事業等による農業基盤整備</b> 【内 容】国営造成農業用施設における維持管理事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>道営事業による農業基盤整備</b> 【内 容】道営造成農業用施設における維持管理事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>農業・農村の多面的機能の保全</b> 【内 容】農地の維持・保全等による景観形成等の活動に対する支援事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>持続可能な農業生産体系の構築</b> 【内 容】環境保全型農業直接支払事業の実施など 【必要性】地域農業の振興・推進 【効 果】農業の環境保全機能の一層発揮	町	※
	<b>鳥獣による農業被害</b> 【内 容】有害鳥獣駆除の実施など 【必要性】地域農業の振興・推進 【効 果】農業被害の防止・軽減	町	※
	<b>適正な森林管理の推進</b> 【内 容】町有林の保育管理、民有林の整備支援事業の実施など 【必要性】森林の保全・整備 【効 果】林業の振興及び活性化	町	※
	<b>森林空間の活用推進</b> 【内 容】森林空間を活用した森林体験プログラムや森林環境教育の実施など 【必要性】地域林業の振興・推進 【効 果】地域林業の活性化・森林資源の有効活用	町	※

		<b>商工業・ 第6次産業化</b>	<b>6次産業化の取り組み支援</b> 【内 容】農産物加工、直売所整備等に対する支援事業の実施など 【必要性】農業・農村ブランドの推進 【効 果】農業の振興及び活性化  <b>魅力ある商店街づくりの推進</b> 【内 容】まちの駅の運営支援、活性化イベントの実施に対する支援事業の実施など 【必要性】商工業の振興 【効 果】商工業の振興及び活性化	町	※
		<b>観光</b>	<b>商工業者の経営安定・改善、新規創業者の支援</b> 【内 容】店舗の新設・増設に対する奨励金制度、指導員による経営相談対応、新規創業に対する支援、町独自の融資制度の活用促進など 【必要性】企業誘致・新産業創出の推進 【効 果】商工業の振興及び活性化  <b>観光・交流による地域経済活性化の推進</b> 【内 容】観光・交流プロジェクトの推進 【必要性】観光・交流の推進 【効 果】関係人口の創出	町	※
		<b>企業誘致</b>	<b>ものづくりD I Y工房の活用の推進</b> 【内 容】ワークショップ試行等によるニーズ分析や導入計画の策定・実施など 【必要性】企業誘致・新産業創出の推進 【効 果】商工業の振興及び活性化  <b>積極的な企業誘致活動の推進</b> 【内 容】企業誘致活動の推進、新規進出企業に対する支援事業の実施、進出企業の開拓など 【必要性】企業誘致・新産業創出の推進 【効 果】商工業の振興及び活性化	町	※
		<b>その他</b>	<b>雇用の確保と労働環境の向上</b> 【内 容】季節労働者の通年雇用促進支援、資格取得支援事業の実施、雇用労働実態調査や栗山高校での職業ガイダンスの実施など 【必要性】安定した雇用の確保と労働環境の向上 【効 果】地元企業への定着・地域活性化	町	※

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

#### (4) 産業振興促進事項

##### ①産業振興促進区域及び振興すべき業種

減価償却の特例（法第23条）及び課税免除及び不均一課税に伴う措置

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
栗山町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

##### ②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2)その対策、(3)計画のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて、周辺市町村及び北海道との連携に努める。

#### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 4. 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ①通信網及び情報化

今日のスマートフォンの急速な普及やI o T、生成A Iの実用化の進展など、I C Tを取り巻く環境が劇的に進化している中、地域における通信環境の整備は必要不可欠なものとなっている。本町における光ファイバ整備率は令和4年度に100%となり未整備地域の解消は図れたものの、今後は災害時などの緊急時にも、安定した社会活動がおくれるような通信手段の整備・冗長化を図る必要がある。

また、近年のI Tを活用した公共サービスの多様化を背景に、情報セキュリティの脆弱性を狙った犯罪や、ソーシャルネットワーキングサービス（S N S）利用者が犯罪に巻き込まれるケースが増加していることから、より一層の情報セキュリティの強化と情報モラル教育などが必要となっている。

本町においても特定個人情報を含むマイナンバー制度を活用し、行政サービスの向上を図ることから、徹底した情報セキュリティ対策を講じ住民が安心してI Tによる行政サービスを利用できる環境の整備が必要である。さらに、政府が目標としている世界最高水準のI T社会の実現を達成するため、多様化する情報化社会に適用できる人材の育成に向けた教育分野におけるI T教育環境の整備を促進することが必要である。

### (2) その対策

#### ①通信網及び情報化

##### ア. 行政情報化の推進

生成A Iの活用、オンライン申請・納付システムの導入などによるフロントヤード改革を実施し、行政事務の効率化と町民サービスの向上を図る。コミュニティ活動の活性化、防災・災害情報の速やかな伝達に向けた、コミュニティ放送をはじめ、公式L I N E、S N S及びまちアプリなどの情報発信ツールの整備を推進する。

##### イ. 地域情報化の推進

民間事業者による高速通信サービスなどの活用を検討し、災害に強い複数の通信手段の整備を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
3. 地域に おける情 報化	(1) 電気通信施 設等情報化のた めの施設 その他	総合行政情報システム更新事業 システム、機器等更新 情報通信機器等更新事業 システム、機器等更新	町 町	
	(2) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	町民との情報共有と町外への情報発信の充実 【内 容】コミュニティ放送局を活用した情報の 発信 【必要性】行政情報の公開・提供 【効 果】コミュニティ活動の活性化	町	※

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 5. 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①道路交通網

町内における広域道路網については、国道2路線、主要道道3路線の幹線道路、一般道道5路線を支線に形成されており、近郊都市を結ぶ幹線・支線道路の整備は、産業基盤を構築するほか、通勤、通学、交流人口拡大のために、今後、益々重要となっている。

特に、本町を縦断する国道234号については、苫小牧、室蘭地域の発展に伴う関連産業の振興により、交通量は横ばいではあるが、産業振興及び地域開発の観点から、4車線拡幅整備の早期実施が大きな課題である。

また、札幌市と帶広市を結ぶ国道274号においても、交通量が増加しており、4車線拡幅整備などが必要となっている。

町道における整備状況については、令和7年度末で、路線延長303.6キロメートルに対し、改良率は67.4%、舗装率は71.7%となっており、老朽化に伴う道路改修とあわせ、生活道路網の整備が求められている。

今後、住民の生活生産活動に直結した路線をはじめ、集落間を結ぶ主要幹線の整備を推進するとともに、冬期の除雪対策、計画的な維持管理など、質的向上を図りながら、総合的な道路交通網を形成していくかなければならない。

#### ②輸送網

本町における交通輸送網は、岩見沢市、苫小牧市間を結ぶJR室蘭本線栗山駅を起点に形成されている。

地域間の公共交通については、札幌市と栗山町を結ぶ都市間高速バスが運行され、札幌圏へ向かう町民の主な公共交通手段となっているほか、岩見沢市などとの近隣市町間を結ぶ民間路線バスや町で運行している北広島駅循環線（デマンドバス）、町内においては、町営バスによる市街地と農村地区を結ぶ5路線、栗山市街を循環するコミュニティバス、スクールバス6路線の運行など、生活維持路線の役割を担っている。

人口減少や少子高齢化、自家用車の普及の影響もあり、公共交通全般的に利用者の減少が著しいが、町民の日常生活や経済活動を支える必要な交通手段として、今後も維持・確保に努めるとともに、利便性の向上を図っていく必要がある。

さらに、JR室蘭本線については、JR北海道単独では維持困難な線区と位置付けられており、引き続き路線維持に向けた協議及び利用促進につながる取り組みを進めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ①道路交通網

##### ア. 計画的な道路網の整備

幹線町道の計画的な整備及び修繕、道路橋りょうの長寿命化を推進する。

##### イ. 道路環境の整備

道路環境の適切な維持・安全確保、老朽化が進む除雪用重機の更新など、冬期間の交通確保に係る除雪体制の整備を促進する。

#### ②輸送網

##### ア. 公共交通システムの充実

都市間交通アクセスの向上と地域間を運行する民間バス路線の維持、町営バスの効率的な運行体系の構築など、超高齢社会に対応できる持続可能な地域公共交通システムを

確立する。

J R 室蘭本線については、沿線協議会を中心に関係機関、J R 北海道と連携し、路線維持に関する協議を進めるとともに、アクションプラン後継計画に基づく利用促進策などを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	中央通り道路（舗装）改良事業 道路改良 L=2,000m  湯地継立線道路（舗装）改良事業 道路改良 L=500m  継立南学田線道路改良事業 道路改良 L=260m  中央通り歩道（舗装）改良事業 道路改良 L=100m  北学田線道路改良事業 道路改良 L=80m	町 町 町 町 町 道	
	橋りょう	橋梁長寿命化修繕事業 点検 N=107 橋 補修 N=10 橋  北学田橋改築事業 架替 L=55.1m	町 道	
	その他	道路警戒標識設置事業 道路警戒標識等の設置  道路環境維持・向上事業 町道補修、区画線標示、植栽補修等	町 町	
	(6) 自動車等 自動車	町営バス更新事業 町営バス更新	町	
	(8) 道路整備機 械等	冬期間の道路環境維持確保事業 除雪グレーダー更新、ロータリー更新等	町	
(9) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	公共交 通	地域間交通の確保と利便性の向上 【内 容】民間バス路線維持に対する支援、利便性向上に向けた調査研究の実施など 【必要性】公共交通システムの充実 【効 果】公共交通の確保及び利便性向上  超高齢社会に対応する交通システムの確立 【内 容】市街地内を循環するコミュニティバス導入事業の実施など 【必要性】公共交通システムの充実 【効 果】公共交通の確保及び利便性向上  高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施 【内 容】高齢者がマイカーに依存することなく生活できる支援の実施など 【必要性】高齢者の移動手段の充実 【効 果】高齢者の生活安全の向上 町  交通安全協会補助事業の実施 【内 容】交通安全運動、キャンペーンの実施及び交通安全教育の推進 【必要性】交通安全対策の推進 【効 果】交通安全意識の向上	町 町 町 町 町	※ ※ ※ ※ ※
※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 6. 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①上・下水道

本町の水道事業は昭和 33 年に給水を開始し、令和 6 年度末現在での水道普及率は 99.7% となっている。

平成 6 年には桜山浄水場が稼働し、栗山ダムからの取水により、水道水供給体制を充実したが、浄水場施設機器の老朽化や、布設後 30 年以上が経過した水道管の老朽化が進んでいることから、これらの更新・整備が必要であり、今後も良質な水道水の安定供給など、効率的な管理体制を図っていかなければならない。

下水道事業については、平成 2 年より栗山地区、角田・継立地区についてはそれぞれ平成 3 年と平成 9 年に供用開始し、その他の地区は合併処理浄化槽の整備により、生活環境の改善を図ってきた。

角田・継立地区の農業集落排水施設については、下水道事業の安定的運営を図るため、公共下水道への統合整備を進め、平成 24 年に角田地区、平成 28 年に継立地区の統合が完了し、令和 6 年度末現在の水洗化率は 97.8% となっている。

平成 2 年より稼働している下水道管理センターにおいては、下水道区域以外のし尿、浄化槽汚泥の処理もあわせて行っているが、今後も安定した処理機能を維持していくためには、老朽化した処理場機器の更新が必要である。

合併処理浄化槽については、平成 28 年度までは各個人において設置、維持管理・清掃を行ってきたが、公共下水道区域との処理負担の公平性を図るため平成 29 年度より個別排水処理施設として町が設置、維持管理・清掃を行っている。水洗化率についても令和 6 年度末で 60.0% となっている。

#### ②一般廃棄物処理

本町における廃棄物の処理は、埋め立てによる最終処分を行っており、これまで数度に亘り、最終処分場を整備し対応している。現在は、平成 17 年 9 月より稼働している被覆型最終処分場において、年間約 300 t の埋め立て処理を行っている。

この間、最終処分場の延命対策として、環境センター及び資源リサイクルセンターでの資源リサイクルの推進のほか、平成 16 年からはごみ処理の有料化を導入し、分別排出の強化を進め、資源物リサイクルの徹底、堆肥化施設の供用開始により、生ごみを原料とした有機堆肥の生産を行い町民還元するなど、埋立量の減量と資源化率の向上による将来の住民負担の軽減に努めてきた。

平成 23 年からは、炭化処理施設を導入し、埋め立てごみの約 9 割を占める可燃ごみを炭化処理することにより、更なる埋め立てごみの減量化を図ってきたが、維持管理経費の増加などの理由から、平成 26 年に施設を廃止した。

平成 27 年からは道央廃棄物処理組合に加入し、令和 6 年 4 月から広域によるごみの処理を開始している。このごみ処理方法の変更により、生ごみ等が燃やせるごみになったことから、生ごみを原料とした有機堆肥の生産を停止した。

道央廃棄物処理組合では、構成する市町の最終処分場の残容量が少なくなってきたことから、広域により最終処分場について、令和 16 年供給開始に向け検討している。

これらの内容を踏まえ、令和 7 年度に令和 17 年度までの 10 年間の計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行う。

また、昭和 53 年建築の資源リサイクルセンターは、施設及び機器の老朽化が進んでいることから、施設の整備や他の方法について慎重に協議を進める必要がある。

さらに、平成 30 年の北海道胆振東部地震をはじめ、集中豪雨や台風など気候変動による

大規模自然災害の被害が全国各地で発生しており、災害発生時における災害ごみの堆積・処分が必要となり、地域防災計画や業務継続計画等の関係計画と整合性を図りながら、災害廃棄物処理計画を令和7年3月に策定した。

### ③火葬場

本町の火葬場である伏古斎苑は、南幌町、由仁町、長沼町及び本町の4町で設立した南空知斎苑組合が管理、運営をしており、平成12年から稼働している。当該施設は、ダイオキシン類の発生を防ぐ火葬炉4基、排ガスの無臭化、無煙化する集塵機を備え、令和7年度には施設のLED化も行ったところである。今後も安定した長期的な施設運用のため適切な維持、管理を図っていかなければならない。

### ④消防

本町における消防体制については、昭和47年より南空知4町で南空知消防組合を組織し、予消防活動を行っている。

近年、火災において発生件数は減少傾向であるが都市化の発展による大型の防火対象物や、経年劣化による老朽施設が増加し、火災発生の危険性は増大している。

また、近年各地で自然災害が頻発化、大規模化しており、従来の災害想定を超える複雑多様化した消防活動が求められ、かつ、高齢者の人口割合が年々増加傾向にある。

今後、消防の広域化を踏まえた計画的な消防力の整備、消防施設及び装備の充実など、効率的で効果的な消防体制を構築していくとともに、人員体制強化、専門性のある人材の育成をしていかなければならない。

さらに、町民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、消防の広域化を踏まえた消防施設及び装備の充実、団員の確保や資質の向上、救急救命士の育成など、救命率の向上に向けた取り組みも必要である。

### ⑤住宅

近年の住宅建築戸数は、年間20戸前後で推移しており、今後、人口減少や少子高齢化に対応するべく、更なる移住・定住の促進に向け、良質低廉な住宅団地の供給を推進していくなければならない。

また、公営住宅においても、令和7年度末で719戸を整備しているが、約1.5割が耐用年数を経過し、老朽化が進行している、段階的な建て替え、既存住宅の改修など、低所得者世帯等の住環境確保となる住宅セーフティネットの中核として、適切に維持・管理をしていかなければならない。

このほか、住宅施策全体の取り組みとしては、若者・子育て世代や、U I Jターン者などの定住促進に向けた支援、空洞化現象による老朽化した危険空き家対策の推進、バリアフリー化など、安心して長く住み続けられる居住水準の向上など、計画性・実効性のある住宅政策が求められている。

### ⑥公園・緑地

本町における公園は、都市公園13箇所、その他10箇所が整備され、地域住民や事業者と連携を図り、安全・安心な公園の維持管理を行っている。設置から数十年が経過し、公園施設の老朽化が課題となっている。

今後も地域住民や事業者との連携を図りながら、緑豊かで潤いのある都市環境を守るとともに、さらなる利活用促進を図っていく必要がある。

## ⑦防災

本町における防災対策については、有事に対する諸準備対応するための事前防災のほか、地域組織が主体となった自主防災に関する取り組みが進められてきている。

今後も、行政危機管理体制の構築を図るとともに、地域組織を活かした町民の協力体制の確立など、地域防災活動に対する支援、男性・女性それぞれが意思決定の場に参画できる環境づくり、災害発生時に深刻な被害を受ける恐れのある高齢者や障がい者等へのきめ細やかな対応などが求められている。

近年、全国各地で大規模自然災害が多発しており、平成30年の北海道胆振東部地震をはじめ、集中豪雨や台風など気候変動による被害が頻発しており、本町における大規模自然災害への備えが必要である。

栗山町国土強靭化地域計画に基づく取り組みを進めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ①上・下水道

##### ア. 水道水供給の維持

老朽化している水道管及び水道施設機器等の計画的な更新を図る。

##### イ. 公共下水道の維持

老朽化している下水道施設機器の計画的な更新を図る。

#### ②一般廃棄物処理

##### ア. ごみの減量化・資源化の推進

ごみの再資源化による循環型社会の形成、適正な分別推進とごみの発生抑制を図る。

##### イ. ごみ処理体制の整備

リサイクルセンター整備の方針、広域共同処理による安定したごみ処理体制（最終処分場）の確立を図る。

##### ウ. 災害廃棄物処理計画の強化

策定した災害廃棄物処理計画を災害時に円滑に進めるため、災害における協定・住民や担当課の知識の高揚を図る。

#### ③火葬場

##### ア. 火葬場の管理・運用

広域連携による施設の適切な管理・運用体制の整備を図る。

##### イ. 火葬場の整備

長期的な施設維持に向けた計画的な整備を図る。

#### ④消防

##### ア. 消防・救急体制の確保

消防車両等の計画的な更新により複雑多様化する各種災害に対応する。自動体外式除細動器の普及利活用による救命率の向上を図る。

##### イ. 消防施設の整備

消防施設等の計画的な改修・整備による消防・救急体制の確保を図る。

##### ウ. 消防団の充実・強化

消防団の充実・強化による火災・災害時の被害軽減を図る。

## ⑤住宅

### ア. 計画的な宅地・住宅の整備

公営住宅の計画的な整備・改修など、低廉で快適な住宅地の供給を図る。

### イ. 住まいの環境づくり

若者移住促進事業やフラット35の連携など、子育て世代などの定住促進に向けた支援、空き家バンクや空き家利活用促進事業等の空き家所有者に対する支援、老朽化した危険空き家対策の推進、バリアフリー改修や解体費用の助成など、安心して長く住み続けられる居住環境の促進を図る。

## ⑥公園・緑地

### ア. 公園・緑地の整備

既存公園の施設・機能の充実と、老朽化の状況に応じた計画的な改修整備を図る。

## ⑦防災

### ア. 地域防災活動の推進

地域組織を活かした災害時における協力体制の確立など、自主的な防災活動の充実を図る。男性・女性それぞれのリーダーを養成する。

### イ. 行政危機管理体制の整備

食料・資機材・燃料等の災害用物資、女性や乳幼児、要配慮者等に配慮した計画的な備蓄、災害時における情報の適正な把握と町民への情報伝達手段の充実を図る。

### ウ. 防災意識の啓発

防災訓練や研修会等の実施など、町民の防災に対する意識の向上を図る。

### エ. 非常用発電設備の整備

非常用発電設備の設置等を行い、災害時における電気の安定供給を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
5. 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	水道管更新事業 水道管更新 L=8,550m  水道施設・設備更新事業 機器、計装設備等更新	町 町	
	(2) 下水処理施 設 公共下水道	下水道施設・設備更新事業 機器等更新	町	
	その他	個別排水処理施設整備事業 個別排水処理施設整備等	町	
	(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設	廃棄物処理施設・設備更新事業 機器等更新、改修、ごみ収集車更新等  広域組合による最終処分場建設事業 広域焼却灰最終処分場建設	町 町	
	(4) 火葬場	南空知葬斎組合火葬場施設整備事業 火葬場施設改修等	町	
	(5) 消防施設	消防団施設等更新事業 消防団庁舎改修、車両更新等  消防車両等更新事業 消防車両、救急車両更新等  緊急簡易型通信指令システム整備事業 通信指令システム統合工事等	消防 消防 消防	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業 公営住宅改築、旧住宅解体等	町	
(7) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	生活	消費生活啓発活動の支援と相談窓口の充実 【内 容】消費生活相談窓口の開設、消費生 活啓発事業の実施など 【必要性】消費者保護の推進 【効 果】消費啓発の向上  空き家対策の推進 【内 容】危険家屋の撤去等、空き家対策推 進事業の実施など 【必要性】住まいの環境づくり 【効 果】生活環境の向上  住宅の居住性や住環境の向上 【内 容】住宅バリアフリー改修、老朽住宅 解体等助成事業の実施など 【必要性】住まいの環境づくり 【効 果】生活環境の向上	町 町 町	※ ※ ※
	環境	河川環境の改善と自然河川づくりの推進 【内 容】河川環境の整備及び維持管理事業 の実施など 【必要性】治水・河川環境の整備 【効 果】河川環境の向上	町	※

		<b>中間処理による資源化の推進</b> 【内 容】資源ごみのリサイクル、生ごみ・下水道汚泥の堆肥化処理の実施など 【必要性】ごみの減量化・資源化の推進 【効 果】生活環境の向上	町	※
		<b>安定したごみ処理体制の構築</b> 【内 容】広域組合への加入によるごみの共同焼却処理の実施など 【必要性】ごみ処理体制の整備 【効 果】生活環境の向上	町	※
	防災・防犯	<b>防犯灯（街路灯）の設置の推進</b> 【内 容】防犯灯（街路灯）の設置・維持管理費用の助成の実施など 【必要性】地域防犯活動の推進 【効 果】防犯対策の向上	町	※
		<b>自主防災組織設置の推進</b> 【内 容】自主防災組織の設置及び活動に対する支援事業の実施など 【必要性】地域防災活動の推進 【効 果】防災対策の向上	町	※
		<b>災害用物資の計画的な備蓄</b> 【内 容】備蓄計画に基づく食料・資機材等の確保、備蓄庫の整備など 【必要性】行政危機管理体制の整備 【効 果】防災対策の向上	町	※
	その他	<b>公園長寿命化修繕計画策定事業の実施</b> 【内 容】老朽化した公園施設の修繕・更新 【必要性】公園施設の長寿命化 【効 果】利用者利便性の向上	町	※
(8) その他		<b>都市公園施設更新事業</b> 栗山公園施設の更新・修繕 その他公園施設の更新・修繕	町	

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ①児童福祉

全国における出生率の低下とそれに伴う少子化の進行に歯止めがかからず、本町においても、近年の年間出生数は、40人前後で推移している。

この全国的な少子化が加速度的に進行するなか、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を発足。これまで、厚生労働省や内閣府が担ってきたこどもを取り巻く行政分野の一元化を実施し、「こども基本法」を成立させ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策の推進を図っている。

本町では、令和7～11年度を事業期間とした「第3期栗山町子ども・子育て支援事業計画」がスタートしたところであり、以前にも増して「子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」を推進していくことが重要となっている。

特に、子育てへの不安や悩みを抱えている家庭への支援や、子育てと仕事の両立の支援のための環境を整備していくとともに、児童虐待等に対する相談機能の強化や安全・安心な遊び場づくりなど、きめ細やかな子育て支援サービスの充実に向けて、引き続き取り組んでいくことが必要である。

また、教育及び保育を担う施設として、認定こども園が2箇所、保育園が1箇所、地域型保育事業所が1箇所あり、民間保育事業者と連携し、低年齢化した保育ニーズ等へのきめ細やかな対応を行っており、国の施策を見据えた取り組みを引き続き、民間事業者との連携により実施していく。

放課後児童クラブについては、共働き世帯やひとり親の増加などにより、その割合は増加の傾向にある。また、学校統合に伴う児童クラブの在り方の検討など、これらの環境変化に柔軟に対応し、放課後の子どもの居場所づくりと遊び場の提供に向けて、引き続き取り組んでいく必要がある。

#### ②高齢者福祉

本町の高齢化率は41.7%（令和7年9月現在）と、全国平均29.4%と比べ著しく高い一方、高齢者を支える側の年代である生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は少子化の影響を受け年々低下し、高齢者1人を生産年齢人口1.19人（令和7年9月現在）が支えている状況である。

現在において、人口構成上、大きな割合を占める団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となっており、さらに2040年には団塊ジュニア世代が高齢者となることから、介護サービスの需要は今後一層高くなることが見込まれ、介護サービス費の増加及びその担い手となる介護人材の確保に向けた対応が大きな課題となっている。

本町の特性を生かした地域包括ケアシステムを深化させるため、生活実態を「見える化」するとともに、有識者等と連携し、地域課題の分析と評価・効果検証を行うP D C Aサイクルを円滑に実施し、必要な支援体制の充実を図る。

#### ③障がい者福祉

平成18年施行の障害者自立支援法及び平成25年施行の障害者総合支援法により、障がい者福祉サービスの体系化が進められ、難病患者も支援対象とされるなど、支援の幅が拡大された。

また、平成24年10月には障害者虐待防止法、平成28年に障害者差別解消法が施行され、障がい者の権利擁護の推進が図られてきた。さらに令和5年には、障害者差別解消法が改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会全体での理解と対

応が求められている。

現在、身体障がい者は人口減少に伴い減少傾向にある一方、知的障がい者及び精神障がい者数は微増している。

このような状況のなか、住み慣れた地域で安心と生きがいを持って暮らすことができる”共に生きる”地域社会づくりの実現に向けて、就労支援や社会参加の促進、さらには、虐待・差別の防止など、権利擁護の取り組みを継続的に推進していく必要がある。

#### ④地域福祉

少子高齢化や核家族化の進行により、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化しており、多様化する福祉ニーズに対応し、地域課題を解決していくためには、共に生きる社会づくりの視点が重要であり、町民自身が地域社会の課題や現状を認識し、積極的に関わっていくなど、地域に根ざした継続的な活動を担う地域力の育成が求められている。

一方で、地域において高齢者等全ての人が自立した生活を送っていくためには、地域の中で孤立することなく、安心して生活していく見守り・支え合いの体制づくりが求められており、高齢者等の社会参加を促進させるための支援体制を充実していく必要がある。特に潜在化しているひきこもり状態の方や生きづらさを感じ生活支援が必要な方など、日ごろより困り感を抱える方を継続的に支援していくため、障がい者支援と併せた相談窓口の充実を図っていく必要がある。また、高齢者支援の相談窓口である地域包括支援センターと連携し、重層化総合支援体制を整備していく必要がある。

そのほか、人口構造や家庭環境の変化により、家族を支える介護する人（ケアラー）の問題が顕在化している。全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することがないよう総合的かつ計画的な推進を図っていく必要がある。

#### ⑤保健衛生

平成20年から、生活習慣病の予防対策として、特定健康診査等実施計画に基づく、特定健康診査等を実施しており、本町対象者の受診率は、国の目標値である60%には至っていないが、計画における目標値は達成している。健康課題として、メタボリックシンドロームに該当し、高血糖・高血圧・脂質異常を併せもつ、重症化リスクの高い方が増加している状況にある。がん検診においても、受診率は向上しているが、全国・全道と比較すると低い状態が続いている。

今後も、特定健診や各種がん検診の受診率向上対策、健（検）診受診に対する町民意識の醸成が必要であり、町民自らが健康づくりを実践していくための積極的な情報発信や各種相談業務の充実を図っていかなければならない。

また、関係機関との連携を図り、地域全体の健康づくりに対する意識や環境の向上、健康的な生活習慣の定着や予防医療の促進など、生涯を通じた健康づくりの推進が必要となっている。

### (2) その対策

#### ①児童福祉

##### ア. 子育て家庭への支援

妊娠・出産・育児の切れ目ない子育て支援の充実、子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため18歳到達の年度末までの医療費を全額助成する。

##### イ. 子どもの健全育成の推進

児童の健全な遊び・活動の場と、放課後の居場所づくりを推進する。

ウ. 保育・教育の質の向上

保育園、こども園などと連携を図り、保育・教育体制の充実を図る。

エ. 要保護児童対策の推進

児童の虐待防止と早期発見により適切な支援を実施する。

オ. 子ども発達支援の充実

心身に障がいや発達の遅れのある子どもを支援する。

カ. 施設・環境整備の推進

児童福祉施設等の計画的な改修・設備更新を実施する。

**②高齢者福祉**

ア. 介護予防の推進

高齢者が要介護状態にならないための生活機能維持・向上と改善を図る。

イ. 地域に密着した高齢者福祉事業の充実

医療及び介護関係機関等と連携した地域包括ケアシステムの構築や介護人材の育成等を図る。

ウ. 施設・環境整備の推進

安全で利用しやすい施設環境の整備を図る。

**③障がい者福祉**

ア. 社会参加・自立支援の推進

障がい者の社会参加と自立した地域生活を支援する。

**④地域福祉**

ア. 社会参加と地域支え合い活動の推進

高齢者の知識・技能を活かした社会参加の環境づくり、地域社会における高齢者等の見守り・支え合いの推進、ケアラー支援の充実等を図る。

**⑤保健衛生**

ア. 生活習慣病予防・重症化予防の推進

生活習慣病や疾病の早期発見・早期治療に向けた健（検）診の実施と、疾病の重症化予防対策により、健康寿命の延伸を図る。

イ. 乳幼児期の健やかな発達・発育の支援

娠前から乳幼児期の健やかな発達・発育を支援し、次世代の健康づくりの推進を図る。

ウ. 健康づくりを支え守るための環境整備

町民や地域・関係機関・企業と協働し、町全体で健康づくりを支え守るための環境づくりの整備を図る。

### (3) 計画

## 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

高齢者・障害者福祉、地域福祉	介護予防事業の推進 【内容】一次予防、二次予防事業、介護予防・日常生活総合事業の実施など 【必要性】介護予防の推進 【効果】高齢者福祉の向上	町	※
	介護人材の育成 【内容】介護資格取得研修費助成、介護人材確保支援（介護事業所の取組に対し助成） 【必要性】介護人材不足の解消と専門性の確保 【効果】介護人材の資質向上と介護サービスの質の確保	町	※
	高齢者の社会参加の推進 【内容】高齢者等居場所づくり、熟年人材センターの運営支援事業の実施など 【必要性】社会参加と地域支え合い活動の推進 【効果】高齢者福祉の向上	町	※
	地域の見守り・支え合い活動の推進 【内容】地域見守り・支え合い体制づくり、在宅サポーター推進事業の実施など 【必要性】社会参加と地域支え合い活動の推進 【効果】高齢者福祉の向上	町	※
	ケアラー支援の推進 【内容】相談支援体制の確保、居場所づくり（カフェ事業）、お出かけ安心サービス事業など 【必要性】ケアラーの心身の健康と生活の維持・向上等 【効果】負担軽減と生活の質の向上、早期発見・適切なサービスへの接続等	町	※
	障がい者の地域生活支援 【内容】福祉ハイヤー利用助成、日常生活・活動サポート事業の実施など 【必要性】社会参加・自立支援 【効果】障がい者福祉の向上	町	※
	重度心身障がい者医療費助成事業 【内容】重度心身障がい者の医療費助成 【必要性】経済的負担軽減 【効果】心身障がい者の健康増進	町	※
	地域包括ケアの充実 【内容】地域包括システムの構築、高齢者の地域・在宅生活支援事業の実施など 【必要性】地域に密着した高齢者福祉事業の充実 【効果】高齢者福祉の向上	町	※
	生活習慣病予防・重症化予防の推進 【内容】啓発活動、健康教育・講座等の実施、特定健診及び保健指導の実施など 【必要性】生活習慣病予防・重症化予防の推進 【効果】健康寿命の延伸	町	※

	<p><b>乳幼児期の健やかな発達・発育の支援</b>  <b>【内 容】</b> 妊産婦健診、乳幼児健診及び保健指導・家庭訪問の実施、産後ケア事業、不妊治療費助成など  <b>【必要性】</b> 健康を守る地域環境づくり  <b>【効 果】</b> 次世代の健康づくり</p> <p><b>健康づくりを支え守るための環境整備</b>  <b>【内 容】</b> 健康情報の発信、健幸のまちづくり事業の実施、健康づくり活動組織への支援  <b>【必要性】</b> 健康を守る地域環境づくり  <b>【効 果】</b> 健康づくりの推進</p> <p><b>定期予防接種事業</b>  <b>【内 容】</b> 予防接種の実施及び助成  <b>【必要性】</b> 感染症の蔓延防止  <b>【効 果】</b> 感染症の予防・重症化の防止</p>	町	※
		町	※
		町	※

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 8. 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①地域医療

本町には、栗山赤十字病院をはじめ、7箇所の一般診療所、7箇所の歯科診療所が、地域医療を担っている。

特に、栗山赤十字病院については、町内の公的医療機関として、本町並びに南空知南部圏域における地域医療の進展に大きく寄与してきたところであるが、受診者の減少や医師不足の影響等厳しい経営環境にあり、町民の安心な暮らしを守るため、町内診療所との連携や二次・三次医療圏との連携を強化するとともに、救急医療の確保や無医地区における巡回診療体制を構築するなど、本町に必要な医療供給体制を確保していく必要がある。

老朽化が進行していた病院施設の改築等事業については、令和4年度に着工し令和8年度に事業完了を予定していることから、病院施設完成に向け、引き続き支援を行う。

### (2) その対策

#### ①地域医療

##### ア. 医療水準の維持・確保

町民の安心な暮らしを守る医療供給体制の維持・確保を図る。

##### イ. 在宅医療提供体制の推進

医療と介護の一体的な提供などによる在宅療養生活の支援を図る。

##### ウ. 救急医療体制の維持・確保

町民の安心な暮らしを守る救急医療体制の維持・確保を図る。

##### エ. 病院整備の推進

栗山赤十字病院の改築を支援する。

(3) 計画

事業計画事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容		事業 主体	備考
7. 医療の確保	(1)診療施設 病院	栗山赤十字病院施設・設備整備事業 病院整備・医療設備の更新等	町		
	(3)過疎地域持続的発展特別事業	民間病院  地域に必要な医療水準の維持 【内 容】栗山赤十字病院医師確保に対する助成事業の実施、無医地区における巡回診療実施など 【必要性】医療水準の維持・確保 【効 果】地域医療の維持・確保  救急医療体制の確保 【内 容】栗山赤十字病院夜間・休日救急医療に対する助成事業の実施など 【必要性】救急医療体制の維持・確保 【効 果】地域医療の維持・確保  在宅療養を支える医療体制づくり 【内 容】訪問看護ステーションの設置 【必要性】高齢者の在宅生活の支援 【効 果】住み慣れた地域での生活支援	町 町 町	※ ※ ※	

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

## 9. 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①小中学校

小・中学校においては、少子化の影響に伴い児童・生徒数、学級数ともに、減少傾向にあるが、小学校3校、中学校1校が独自の教育方針のもと、基礎的な知識の習得と応用力の育成による「確かな学力」の定着、体験活動や読書活動を通じた「豊かな人間性」、食育や運動を通じた「健康なからだ」の育成など、近年の社会変化に対応する逞しく生きる力を育てる教育を推進している。

一方、少子化の進行や人間関係の希薄化が進み、家庭や地域における教育力、子どもの学習意欲、学力や体力の低下など、多くの課題が指摘されており、社会全体がそれぞれの役割を担い、その責任を果たしていくことが必要であるとともに、学校評価や情報公開の推進、福祉分野との連携による子どもや保護者からの相談体制の強化と支援の充実など、家庭や地域から信頼される地域総ぐるみによる学校教育の創造と、地域の特性を活かしたふるさと教育を引き続き推進していかなければならない。

また、学校・給食センター等施設の老朽化や情報化・国際化の進展など、社会状況の変化等を踏まえ、計画的な施設改修による教育環境の整備と、国が進めるG I G Aスクール構想により各学校で整備された児童生徒一人一台端末を有効活用した授業体制の構築などICTを活用した教育の充実を図っていかなければならない。

さらに、小学校3校児童数の減少が加速化する中、子どもたちの健全な育成を図ることを優先的に考え、適正な教育環境を確保するためにも、充実した学校環境を整備する必要がある。

#### ②介護福祉学校

介護福祉士養成施設としては全国唯一の公立校である町立北海道介護福祉学校については、少子化などの社会・経済状況の変化により介護の仕事を志す高校生の減少が著しく、近年の入学者は20~25名程度で推移し、学生数確保が大きな課題となっている。このような状況から1学年80名であった定員を40名に縮減するなか、社会福祉法人や道内自治体と連携した学生確保対策や、国家試験制度導入に向けた対策準備など公立ならではの特色ある施策を推進し、健全で安定した学校運営を図っていかなければならない。

また、建築から30年以上が経過した校舎については、計画的施設改修をはじめ教育設備の更新による教育環境の改善充実が求められている。

#### ③栗山高等学校

現状、社会情勢の急速な変化が進む中、生徒の興味・関心や進路希望の多様化、中学校卒業者数の減少など高等学校を取り巻く環境は非常に厳しい状況下にあり、栗山高等学校でも生徒数が募集定員に満たなく高校存続そのものが危惧されている。今後も募集間口の維持に向けて、高校・町民・行政が一体となった各種施策展開により、町内唯一の高校維持・存続のため地域総ぐるみで魅力ある・選ばれる学校づくりを推進することが急務となっている。

#### ④生涯教育

近年、個人の価値観やライフスタイルの多様化に加え、急速なデジタル化や人口構造の変化等により、町民の学習ニーズは一層複雑化・高度化している。このような現状を踏まえ、誰もが生涯にわたり主体的に学習に取り組むことができる多様で柔軟な学習機会の確保が求められている。

また、学習を通じて得られて知識・技能を地域社会に還元し、地域課題の解決や人材育

成、町民の生活の質の向上につなげていくことが重要である。そのためには、学校・家庭・地域が連携し、世代を超えた学びの循環を推進することより、町民一人ひとりが生涯にわたり学びを実現し、活躍できる地域社会の構築を図る必要がある。さらに、老朽化が進む社会教育施設の環境を整備していかなければならない。

#### ⑤スポーツ

本町では、スポーツセンターを中心としたスポーツ施設を拠点に、各種スポーツ教室、レクリエーションなどを実施し、心身ともに健康で充実した生活を営むための健康・体力づくりや、指導者の養成、スポーツ少年団の育成などを図ってきた。

近年、健康に対する関心が高まり、スポーツ・レクリエーション活動に対する町民ニーズも多様化しており、すべての町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境づくりや情報提供など、さらなる町民の生涯スポーツを推進していく必要があるため、老朽化が進む体育施設の環境を整備していかなければならない。

#### ⑥学生寮

建築から30年以上が経過した学生寮本館については、計画的施設改修をはじめ設備の更新による生活環境の改善充実が求められている。また、令和6年度に学生寮別館を建築したことにより、ランニングコストの最適化を図り、施設の管理、運営を行うことが求められている。

### (2) その対策

#### ①小中学校

##### ア. 確かな学力の育成と特別支援教育の充実

ICT環境の整備や英語教育の充実などによる特色ある学校教育の推進、指導体制の充実による児童生徒の基礎学力の定着・向上、学習や学校生活に困難さを抱える児童生徒への支援、教職員の指導力発揮に向けた環境整備を図る。

##### イ. 豊かな心と健やかな身体の育成

いじめや不登校などの問題行動に対する未然防止や早期発見・解決、読書活動の充実を図る。

##### ウ. ふるさと総がかりによる教育の推進

子どもの豊かな育ちを支える地域総ぐるみの教育実現、地域を題材にした学校での「ふるさと教育」の推進、各家庭における経済的負担の軽減を図る。

##### エ. 学校施設・設備などの整備

学校施設の適切な維持・改修による長寿命化を推進する。

##### オ. 安全・安心な学校給食の提供

食生活への正しい理解と食習慣の形成、学校給食における地産地消の推進、安心・安全な学校給食の提供に向けた環境の整備を図る。

##### カ. 小中学校の適正配置

栗山町立小中学校適正配置計画に基づき、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら、より良い学校教育の環境整備を推進する。

#### ②介護福祉学校

##### ア. 北海道介護福祉学校の運営

高齢化社会を支える人材の育成、学校施設の適正な維持・改修による長寿命化を推進する。

### ③栗山高等学校

#### ア. 栗山高校の魅力づくり

栗山高校魅力化ビジョン推進会議による、栗山高校の今後のあり方検討（魅力ある学校づくりや生徒確保対策）、生徒確保に向けた各種支援策を実施し、栗山高校の魅力ある・選ばれる学校づくりを支援する。

### ④生涯教育

#### ア. 幼児・家庭教育の推進

家庭の教育力向上など、より良い環境づくりを推進する。

#### イ. 青少年教育の推進

人間性豊かな青少年の育成を図る。

#### ウ. 成人・高齢者教育の推進

町民への多様な学習機会の提供と地域活動の担い手育成、高齢者の学びの機会と生きがいづくりを推進する。

#### エ. 図書館活動の推進

町民の心豊かで文化的な暮らしを支える読書活動の普及を推進する。

#### オ. 社会教育施設の整備

社会教育施設の適正な維持・改修による長寿命化の推進を図る。

#### カ. ふるさと教育の推進

学校・家庭・地域が一体となった「ふるさと教育」の推進、町民のふるさとへの愛着・誇り、地域や人と関わり合う力の醸成を図る。

### ⑤スポーツ

#### ア. 生涯スポーツの推進

年齢や技術等の段階に応じた生涯スポーツの環境づくり、大学等の合宿誘致による交流人口拡大、地域スポーツ団体の競技力向上を図る。

#### イ. スポーツ施設の整備

スポーツ施設の適正な維持・改修による長寿命化の推進を図る。

### ⑥学生寮

#### ア. 学生寮・設備などの整備

学生寮の適正な維持・改修による長寿命化の推進と、利用生徒の生活環境の向上充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	栗山小学校校舎改修事業 空調設備整備、屋上防水、外壁改修、照明LED化等	町	
	屋内運動場	栗山中学校校舎改修事業 空調設備整備、屋上防水、外壁改修等	町	
	屋外運動場	栗山小学校体育館改修事業 空調設備整備、屋上防水、外壁改修等	町	
	寄宿舎	栗山中学校体育館改修事業 空調設備整備、武道場整備、体育館改修等	町	
	教職員住宅	栗山中学校屋外運動場改修事業 グラウンド改修、整地、テニスコート整備等	町	
	スクールバス・ポート	学生寮改修事業 屋上防水、外壁・設備改修等	町	
	給食施設	教職員住宅改修事業 小・中学校校長・教頭住宅改修	町	
		スクールバス更新事業 スクールバス更新	町	
		給食用備品等更新事業 サイノ目切機、マイコンスライサー、食器洗浄機・超高压洗浄機、立体炊飯器、球根皮むき器等更新	町	
		学校給食設備整備事業 空調設備改修、外壁・屋根改修等	町	
	その他	I C T 環境整備事業 I C T 環境整備（電子黒板、実物投影機等）	町	
		非常用発電設備整備事業 非常用発電設備の整備	町	
	(3) 集会施設・ 体育施設等			
	公民館	南部公民館改修事業 館内照明LED化、空調設置等整備	町	
	集会施設	農村環境改善センター改修事業 館内照明LED化、空調設置等整備	町	
		地域集会施設建設補助事業 公民館等改修	町	
		カルチャープラザ「Eki」改修事業 音響設備、プロジェクター等更新、空調設備整備	町	
		日出生活館建替事業 日出生活館建替	町	
		勤労者福祉センター長寿命化事業 空調設備整備、外壁改修、フロア一改修、屋上防水等改修、ボイラー更新等	町	
	体育施設	スポーツセンター改修事業 空調設備整備、外壁、フロア一等改修	町	
		ふじスポーツ広場設備更新事業 交流センター外壁、ナイター照明改修等	町	

図書館	ふじスポーツ広場改修事業 芝生改修等	町		
	栗山町民球場改修事業 芝生、フェンス改修等	町		
	栗山水泳プール改修事業 外壁、上屋シート、水槽改修、設備等更新	町		
	角田水泳プール改修事業 外壁、上屋シート、水槽改修、設備等更新	町		
	継立水泳プール改修事業 外壁、上屋シート改修、設備等更新	町		
	栗山ダムパークゴルフコース改良事業 コース移設、道路改修、トイレ洋式化等	町		
	図書館システム更新事業 図書館システム整備	町		
	図書館施設整備事業 図書館改修、外壁タイル張替え等	町		
(4) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	I C T を活用した教育の推進 【内 容】 I C T 教育環境の整備、デジタル教材の導入及び利活用の支援など 【必要性】 確かな学力の育成 【効 果】 教育の向上	町	※
		小中学校英語教育の充実 【内 容】 英語指導助手の配置による英語教育の実施など 【必要性】 確かな学力の育成 【効 果】 教育の向上	町	※
		学力向上に向けた指導機能の充実 【内 容】 学校教育活動の助言・指導を行う専門職員の配置、教職員研修の実施など 【必要性】 確かな学力の育成 【効 果】 教育の向上	町	※
		全国標準学力検査の実施 【内 容】 小学校 2 年生から中学校全学年を対象とした全国標準学力検査の実施など 【必要性】 確かな学力の育成 【効 果】 教育の向上	町	※
		特別支援教育の推進 【内 容】 各校の実情に合わせた学習支援を行う特別支援教育支援員の配置など 【必要性】 特別支援教育の推進 【効 果】 教育の向上	町	※
		教職員の校務負担軽減 【内 容】 学校事務補助員の配置及び校務支援システム利活用の支援など 【必要性】 確かな学力の育成 【効 果】 教育の向上	町	※
		スポーツ・文化活動への支援 【内 容】 全道・全国大会出場経費に対する支援及び芸術文化鑑賞事業の実施など 【必要性】 豊かな心と健やかな身体の育成 【効 果】 教育の向上	町	※

		栗山らしい副読本の作成 【内 容】ふるさとを学ぶ社会科・理科副読本の作成と利活用の推進など 【必要性】豊かな心と健やかな身体の育成 【効 果】教育の向上	町	※
		各家庭の経済的負担の軽減 【内 容】学校行事及び特別活動への支援、幼稚園就園助成事業の実施など 【必要性】豊かな心と健やかな身体の育成 【効 果】教育の向上	町	※
高等学校		栗山高校支援事業の実施 【内 容】栗山高校の魅力づくりを目的とした支援事業など 【必要性】栗山高校の運営 【効 果】次代を担う青少年の育成	町	※
		対外競技派遣事業の実施 【内 容】部活動、課外活動などでの競技派遣事業の実施など 【必要性】青少年教育の推進 【効 果】次代を担う青少年の育成	町	※
生涯学習・スポーツ		市民の読書活動の支援 【内 容】学校図書室との連携強化、子育てブックスタート事業等の実施など 【必要性】図書館活動の推進 【効 果】読書環境の向上	町	※
		生涯スポーツの推進 【内 容】体育行事の開催、総合型地域スポーツクラブとの連携事業の実施など 【必要性】生涯スポーツの推進 【効 果】スポーツ環境の向上	町	※
		社会体育施設の計画的な改修 【内 容】老朽化した施設等の整備 【必要性】生涯スポーツの推進 【効 果】スポーツ環境の向上	町	※
その他		北海道介護福祉学校の運営 【内 容】北海道介護福祉学校の運営、学生確保事業等の実施など 【必要性】北海道介護福祉学校の運営 【効 果】高齢化社会を支える人材の育成	町	※
	(5) その他	北海道介護福祉学校改修事業 空調設備整備、外壁改修、屋上防水、ボイラー更新等	町	

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 10. 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①市街地整備

本町は、まちの中核機能を集積する栗山市街地と、本町歴史の発祥地で中部地区の中心となる角田市街地、夕張市に接する南部地区の中心となる継立市街地の3つの市街地が形成されている。隣接する周辺地域の農村集落とともに、地域独自のまちづくりが展開されているが、人口減少や少子高齢化の影響などから、空き家の増加や市街地の空洞化、商業機能の低下など、さまざまな課題が生じている。

今後、人口減少や少子高齢化社会の進展に対応した都市機能の集約及び再生、土地の高度利用など、都市計画マスターplan等との整合性を図りつつ、多様化するライフスタイルに対応した都市基盤の整備・充実が必要となっている。

#### ②住民自治

本町の住民自治は、町内会、自治会、さらに市街地の町内会を統率する連合会を基本に、地域特性に応じた様々な活動を通じて地域生活基盤を支えている。しかし、都市化や核家族化の進行、人間関係の希薄化、世代ごとの生活価値観の多様化などにより、身近な地域単位での問題解決や支え合いによる地域コミュニティの維持が困難になってきている。

このような状況の中、本町では隣接する町内会同士の広域組織により、新しいコミュニティを構築し、防災対策や地域の見守り活動など、それぞれが抱える諸課題に対応する活動を開催している。今後も、町民主体によるまちづくりを推進していくとともに、多様化する住民ニーズを的確に捉え、行政と地域による協働の住民自治を構築していかなければならない。

### (2) その対策

#### ①市街地整備

##### ア. 市街地形成の推進

新町及び錦地区の魅力ある街なみづくり、角田・南部地域の基盤整備と活性化、将来を見据えた栗山市街地の計画的な基盤整備を図る。

#### ②住民自治

##### ア. コミュニティ活動への支援

地域組織が主体となるまちづくりの推進、地域活動拠点の整備支援、複数町内会による地域自治活性化のための再編支援、特定非営利活動法人の設立及び活動支援、協定大学が持つ専門的情報の活用及び学生交流の推進、地域活性化となる公益活動に対する支援などを図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容		事業 主体	備考
9. 集落の整備  (2) 過疎地域持続的発展特別事業	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	まちづくり協議会等の活動支援 【内 容】まちづくり地域組織に対する支援事業の実施、地域支援職員の配置など 【必要性】コミュニティ活動の支援 【効 果】地域コミュニティの向上	町	※
			地域活性化・賑わい創出活動の支援 【内 容】町民組織が連携・協力して行う公益活動に対する支援事業の実施など 【必要性】コミュニティ活動の支援 【効 果】地域コミュニティの向上		

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 11. 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ①芸術文化

本町では、文化連盟を中心に、芸術文化に親しむ個人や団体が数多く存在し、総合芸術祭や芸能祭などの活動成果の発表や、自主的に結成された町民団体によるクラシックコンサートの開催など、生活の豊かさを実感できる活動が展開されている。

生活水準の向上や高齢化の進行により余暇時間が増大する中で、芸術文化活動を通して精神的な豊かさを求める意識が向上していることから、今後もこれらの活動を継続的に支援することにより、町民の文化意識に対する高揚と分野や世代を超えての相互交流など、活動の活性化に努めていく必要がある。

#### ②文化財

本町には、地域の歴史に根ざした史跡、近代化遺産、有形・無形の文化財など、貴重な文化遺産が存在しており、これらを適正に保護・活用し、次世代に引き継いでいくことが求められている。文化財及び開拓記念館の利活用を通じて、文化財に対する町民理解・意識の高揚を推進していかなければならない。

### (2) その対策

#### ①芸術文化

##### ア. 芸術・文化活動の推進

優れた芸術や音楽鑑賞機会の提供、文化団体の育成と町民主体による芸術・文化活動の推進、町内で創作活動を行う芸術家への支援を図る。

#### ②文化財

##### ア. 文化財保護・活用の推進

文化財及び伝統文化に対する町民理解・意識の高揚、歴史的文化財の保護・活用を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
10. 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振 興施設等  地域文化振興 施設	泉記念館整備事業 外看板補修、茅葺屋根等改修  開拓記念館整備事業 屋上防水、LED化等改修	町 町	
	(2) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業	芸術文化に親しむ環境づくりの推進 【内 容】演劇鑑賞・芸術鑑賞事業の実施、 ひなまつりコンサートの開催支援など 【必要性】芸術・文化活動の推進 【効 果】芸術・文化意識の高揚  文化財保護・活用の推進 【内 容】文化財の指定、啓発活動の実施、 開拓記念館事業の実施など 【必要性】文化財保護・活用の推進 【効 果】芸術・文化意識の高揚	町 町	※ ※

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山村公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

## 12. 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

#### ①自然エネルギー

地球温暖化対策などの環境保全に対する取り組みが全国的に進められており、地方の果たす役割は重要となっているなか、本町においても令和5年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指していくことを宣言した。

地球温暖化の原因の一つである温室効果ガス排出量を削減するためには、町民、事業者、行政が互いに協力して取り組むことが重要であり、地球温暖化対策実行計画に基づき温室効果ガスの発生抑制と、再生可能エネルギーの導入による環境にやさしいまちづくりの推進が必要である。

### (2) その対策

#### ①自然エネルギー

##### ア. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの発生抑制を図る。

##### イ. 再生可能エネルギー活用の推進

再生可能エネルギーの導入による環境にやさしいまちづくりの推進を図る。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用	循環型社会貢献企業の支援 【内 容】再生可能エネルギー導入事業者に対する支援事業の実施など 【必要性】地球温暖化対策の推進 【効 果】環境にやさしいまちづくりの推進  再生可能エネルギー導入の推進 【内 容】住宅用太陽光発電システム設置に対する支援事業の実施など 【必要性】再生可能エネルギー活用の推進 【効 果】環境にやさしいまちづくりの推進	町	※
				町	※

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

## 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ①自然環境

本町では、町民主体による自然関係団体が中心となり、自然環境保全や再生活動を展開しており、大きな成果を上げている。中でも、国蝶オオムラサキを飼育・観察できる「オオムラサキ館」や、豊かな里山環境を形成している「ハサンベツ里山」、旧木造校舎を自然体験宿泊施設に活用した「雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス」は、自然体験を通じて、命の重さに触れることのできる重要な教育環境施設となっている。

また、令和6年9月に町内経済4団体が提起された「栗山町ネイチャーポジティブ宣言」を、道内の地方公共団体に先駆け、町の政策方針として表明した。

今後も、受入態勢の強化など、ふるさと体験教育の充実を図るとともに、この美しい自然・里山環境を保全・再生していく必要があり、町民意識の向上と担い手づくりにより、次世代へと引き継いでいかなければならない。

#### ②情報共有と町民参加

地方分権時代の中、主権者である町民の参加による自立したまちづくりを進めていくためには、政策情報を分かりやすく伝える情報公開・提供に関する仕組みの充実、町民参加の充実に向けた多様な仕組み・機会づくりが必要である。

### (2) その対策

#### ①自然環境

##### ア. 自然環境の保全・再生

身近な自然・里山環境の保全・再生と教育環境づくりと、保全・再生運動に対する町民意識の向上と担い手づくりを推進する。

##### イ. ふるさと自然体験教育の推進

児童生徒等の豊かな感性、たくましく成長する力などを育む自然体験教育の推進、「雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス」の拠点活用と適正な維持管理を図る。

#### ②情報共有と町民参加

##### ア. 情報共有と町政への町民参加の推進

町広報やホームページ、SNS、コミュニティ放送局を通じた行政情報の積極的な発信、政策・財政情報の発信などによる情報共有の推進、町政に対する町民ニーズ・意見等の把握と参加機会の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
12. その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	過疎地域持続的 発展特別事業	<b>オオムラサキ生育環境の保全・再生</b> 【内 容】国蝶オオムラサキの育成及び生息 環境の整備・保全事業の実施など <b>【必要性】</b> 自然環境の保全・再生 <b>【効 果】</b> 自然環境の向上  <b>ハサンベツ里山環境の保全・再生</b> 【内 容】里山環境の保全・整備、自然関係 団体に対する活動支援事業の実施など <b>【必要性】</b> 自然環境の保全・再生 <b>【効 果】</b> 自然環境の向上  <b>生物多様性保全の普及推進</b> 【内容】町民への啓蒙、普及推進 <b>【必要性】</b> 生物多様性の損失防止 <b>【効 果】</b> 持続可能な生物多様性の実現  <b>人と自然との共生の推進</b> 【内 容】自然教育中長期計画の策定及び担 い手・人材確保など <b>【必要性】</b> 自然環境の保全・再生 <b>【効 果】</b> 自然環境の向上  <b>ふるさと自然体験教育の推進</b> 【内 容】自然体験プログラムの作成、指導 者の確保、体験学習支援事業の実施、施設 改修事業の実施など <b>【必要性】</b> ふるさと自然体験教育の推進 <b>【効 果】</b> 自然環境教育の向上  <b>行政情報の発信</b> 【内 容】町広報の発行、町公式ホームページ 運営事業の実施など <b>【必要性】</b> 行政情報の公開・提供 <b>【効 果】</b> 情報共有及び町民参加の充実  <b>予算・決算・財政状況等の公表</b> 【内 容】財政情報の公開、財政モニター制 度、出前型財政学習会の実施など <b>【必要性】</b> 行政情報の公開・提供 <b>【効 果】</b> 情報共有及び町民参加の充実  <b>多様な世代の町民参加推進</b> 【内 容】町民参加機会の充実、子どものま ちづくり参加体験事業の実施など <b>【必要性】</b> 町政への町民参加の推進 <b>【効 果】</b> 情報共有及び町民参加の充実	町	※
	その他	<b>自然環境教育施設整備事業</b> 「オオムラサキ館」改修・増築等  <b>庁舎等改修事業</b> 外壁改修、照明改修等	町	

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

栗山町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業分

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容		事業 主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住	移住・定住の促進 【内 容】短期移住体験、都市圏での情報発信事業の実施など 【必要性】都市農村交流の推進 【効 果】観光・交流産業の振興及び活性化  若者・子育て世代の移住環境整備 【内 容】住宅取得、住宅リフォーム等助成事業の実施など 【必要性】住まいの環境づくり 【効 果】移住・定住の促進  くりやま若者シティプロモーション事業の推進 【内 容】新たな担い手育成に関する事業やクリエイター人材活用等に関する事業など 【必要性】都市農村交流の推進 【効 果】観光・交流産業の振興及び活性化	町	※
			青少年交流事業の実施 【内 容】姉妹都市交流事業、被災地児童生徒の受入・交流事業の実施など 【必要性】地域間交流の推進 【効 果】地域間の交流及び青少年の育成	町	※
			都市農村交流の推進 【内 容】農業・農村体験受入、景観緑肥作付に対する支援事業の実施など 【必要性】農業・農村ブランドの推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
			少年ジェット派遣事業の実施 【内 容】町内中高生を対象とした海外派遣研修事業の実施など 【必要性】国際交流の推進 【効 果】国際社会に対応する青少年の育成	町	※
		人材育成	農業後継者の育成 【内 容】農業研修に対する支援、後継者育成事業の実施など 【必要性】担い手の育成 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
			営農活動の支援と組織の育成 【内 容】農業資金貸付及び利子助成、地域営農組織支援事業の実施など 【必要性】担い手の育成 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
			新規就農者の受入推進 【内 容】就農相談及び研修、経営助成など、新規就農支援事業の実施など 【必要性】担い手の育成 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※

	<b>良質な農産物生産活動の推進</b> 【内 容】生産活動の支援、農業用機械・施設整備に対する支援事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>スマート農業の推進</b> 【内容】スマート農業機械の導入支援の実施など 【必要性】地域農業の振興・推進 【効果】労働力不足の対応・農作業の効率化・省力化	町	※
	<b>農地流動化の推進と優良農地の確保</b> 【内 容】農地流動化の推進、農地利用集積円滑化事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>国営事業等による農業基盤整備</b> 【内 容】国営造成農業用施設における維持管理事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>道営事業による農業基盤整備</b> 【内 容】道営造成農業用施設における維持管理事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>農業・農村の多面的機能の保全</b> 【内 容】農地の維持・保全等による景観形成等の活動に対する支援事業の実施など 【必要性】生産性の高い農業・農地整備の推進 【効 果】農業の振興及び活性化	町	※
	<b>持続可能な農業生産体系の構築</b> 【内容】環境保全型農業直接支払事業の実施など 【必要性】地域農業の振興・推進 【効果】農業の環境保全機能の一層発揮	町	※
	<b>鳥獣による農業被害</b> 【内容】有害鳥獣駆除の実施など 【必要性】地域農業の振興・推進 【効果】農業被害の防止・軽減	町	※
	<b>適正な森林管理の推進</b> 【内 容】町有林の保育管理、民有林の整備支援事業の実施など 【必要性】森林の保全・整備 【効 果】林業の振興及び活性化	町	※

			<b>森林空間の活用推進</b> 【内容】森林空間を活用した森林体験プログラムや森林環境教育の実施など 【必要性】地域林業の振興・推進 【効果】地域林業の活性化・森林資源の有効活用	町	※
商工業・ 第6次 産業化			<b>6次産業化の取り組み支援</b> 【内 容】農産物加工、直売所整備等に対する支援事業の実施など 【必要性】農業・農村ブランドの推進 【効 果】農業の振興及び活性化 <b>魅力ある商店街づくりの推進</b> 【内 容】まちの駅の運営支援、活性化イベントの実施に対する支援事業の実施など 【必要性】商工業の振興 【効 果】商工業の振興及び活性化	町	※
	観光		<b>商工業者の経営安定・改善、新規創業者の支援</b> 【内 容】店舗の新設・増設に対する奨励金制度、指導員による経営相談対応、新規創業に対する支援、町独自の融資制度の活用促進など 【必要性】企業誘致・新産業創出の推進 【効 果】商工業の振興及び活性化 <b>観光・交流による地域経済活性化の推進</b> 【内 容】観光・交流プロジェクトの推進 【必要性】観光・交流の推進 【効 果】関係人口の創出	町	※
	企業誘 致		<b>ものづくりD I Y工房の導入・活用の推進</b> 【内 容】ワークショップ試行等によるニーズ分析や導入計画の策定・実施など 【必要性】企業誘致・新産業創出の推進 【効 果】商工業の振興及び活性化 <b>積極的な企業誘致活動の推進</b> 【内 容】企業誘致活動の推進、新規進出企業に対する支援事業の実施、進出企業の開拓など 【必要性】企業誘致・新産業創出の推進 【効 果】商工業の振興及び活性化	町	※
	その他		<b>雇用の確保と労働環境の向上</b> 【内 容】季節労働者の通年雇用促進支援、資格取得支援事業の実施、雇用労働実態調査や栗山高校での職業ガイダンスの実施など 【必要性】安定した雇用の確保と労働環境の向上 【効 果】地元企業への定着・地域活性化	町	※
3. 地域に おける情報 化	(2) 過疎 地域持続 的発展特 別事業	その他	<b>町民との情報共有と町外への情報発信の充実</b> 【内 容】コミュニティ放送局を活用した情報の発信 【必要性】行政情報の公開・提供 【効 果】コミュニティ活動の活性化	町	※

4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	公共交通	地域間交通の確保と利便性の向上 【内 容】民間バス路線維持に対する支援、利便性向上に向けた調査研究の実施など 【必要性】公共交通システムの充実 【効 果】公共交通の確保及び利便性向上	町	※
			超高齢社会に対応する交通システムの確立 【内 容】市街地内を循環するコミュニティバス導入事業の実施など 【必要性】公共交通システムの充実 【効 果】公共交通の確保及び利便性向上	町	※
		その他	高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施 【内 容】高齢者がマイカーに依存することなく生活できる支援の実施など 【必要性】高齢者の移動手段の充実 【効 果】高齢者の生活安全の向上	町	※
			交通安全協会補助事業の実施 【内 容】交通安全運動、キャンペーンの実施及び交通安全教育の推進 【必要性】交通安全対策の推進 【効 果】交通安全意識の向上	町	※
		生活	消費生活啓発活動の支援と相談窓口の充実 【内 容】消費生活相談窓口の開設、消費生活啓発事業の実施など 【必要性】消費者保護の推進 【効 果】消費啓発の向上	町	※
			空き家対策の推進 【内 容】危険家屋の撤去等、空き家対策推進事業の実施など 【必要性】住まいの環境づくり 【効 果】生活環境の向上	町	※
			住宅の居住性や住環境の向上 【内 容】住宅バリアフリー改修、老朽住宅解体等助成事業の実施など 【必要性】住まいの環境づくり 【効 果】生活環境の向上	町	※
			河川環境の改善と自然河川づくりの推進 【内 容】河川環境の整備及び維持管理事業の実施など 【必要性】治水・河川環境の整備 【効 果】河川環境の向上	町	※
			中間処理による資源化の推進 【内 容】資源ごみのリサイクル、生ごみ・下水道汚泥の堆肥化処理の実施など 【必要性】ごみの減量化・資源化の推進 【効 果】生活環境の向上	町	※
			安定したごみ処理体制の構築 【内 容】広域組合への加入によるごみの共同焼却処理の実施など 【必要性】ごみ処理体制の整備 【効 果】生活環境の向上	町	※

		防災・防犯	<p><b>防犯灯（街路灯）の設置の推進</b>  <b>【内 容】</b>防犯灯（街路灯）の設置・維持管理費用の助成の実施など  <b>【必要性】</b>地域防犯活動の推進  <b>【効 果】</b>防犯対策の向上</p> <p><b>自主防災組織設置の推進</b>  <b>【内 容】</b>自主防災組織の設置及び活動に対する支援事業の実施など  <b>【必要性】</b>地域防災活動の推進  <b>【効 果】</b>防災対策の向上</p> <p><b>災害用物資の計画的な備蓄</b>  <b>【内 容】</b>備蓄計画に基づく食料・資機材等の確保、備蓄庫の整備など  <b>【必要性】</b>行政危機管理体制の整備  <b>【効 果】</b>防災対策の向上</p> <p><b>公園長寿命化修繕計画策定事業の実施</b>  <b>【内 容】</b>老朽化した公園施設の修繕・更新  <b>【必要性】</b>公園施設の長寿命化  <b>【効 果】</b>利用者利便性の向上</p>	町	※
		その他		町	※
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	児童福祉	<p><b>子ども医療費の助成</b>  <b>【内 容】</b>乳幼児・児童生徒を対象とした医療費助成事業の実施など  <b>【必要性】</b>子育て家庭への支援  <b>【効 果】</b>児童福祉の向上</p> <p><b>ひとり親家庭等医療費助成事業</b>  <b>【内 容】</b>ひとり親家庭等の医療費助成  <b>【必要性】</b>経済的負担軽減  <b>【効 果】</b>ひとり親家庭の健康増進</p> <p><b>子育て家庭支援事業</b>  <b>【内 容】</b>子育て家庭支援、環境充実、ファミリーサポートセンター事業の実施など  <b>【必要性】</b>子育て家庭への支援  <b>【効 果】</b>児童福祉の向上</p> <p><b>児童の遊び・活動の場づくり</b>  <b>【内 容】</b>児童センター及び各地区放課後児童クラブの運営など  <b>【必要性】</b>子どもの健全育成の推進  <b>【効 果】</b>児童福祉の向上</p> <p><b>保育サービスの充実</b>  <b>【内 容】</b>一時保育、延長保育実施に対する支援、保育料軽減事業の実施、保育所の運営に対する支援など  <b>【必要性】</b>保育・教育の質の向上  <b>【効 果】</b>児童福祉の向上</p> <p><b>発達に遅れがある子どもへの支援</b>  <b>【内 容】</b>相談支援、個別指導及び小集団事業の実施など  <b>【必要性】</b>子ども発達支援の充実  <b>【効 果】</b>児童福祉の向上</p>	町	※
				町	※

	<b>子ども発達・療育支援事業の実施</b> 【内 容】医療及び療育センター利用に係る費用の助成 【必要性】心身障がい児の療育サービス利用に係る費用の負担軽減 【効 果】療育サービス利用機会の増加及び当該世帯の費用負担軽減	町	※
高齢者・障害者福祉、地域福祉	<b>介護予防事業の推進</b> 【内 容】一次予防、二次予防事業、介護予防・日常生活総合事業の実施など 【必要性】介護予防の推進 【効 果】高齢者福祉の向上	町	※
	<b>介護人材の育成</b> 【内容】介護資格取得研修費助成、介護人材確保支援（介護事業所の取組に対し助成） 【必要性】介護人材不足の解消と専門性の確保 【効果】介護人材の資質向上と介護サービスの質の確保	町	※
	<b>高齢者の社会参加の推進</b> 【内 容】高齢者等居場所づくり、熟年人才センターの運営支援事業の実施など 【必要性】社会参加と地域支え合い活動の推進 【効 果】高齢者福祉の向上	町	※
	<b>地域の見守り・支え合い活動の推進</b> 【内 容】地域見守り・支え合い体制づくり、在宅サポーター推進事業の実施など 【必要性】社会参加と地域支え合い活動の推進 【効 果】高齢者福祉の向上	町	※
	<b>ケアラー支援の推進</b> 【内容】相談支援体制の確保、居場所づくり（カフェ事業）、お出かけ安心サービス事業など 【必要性】ケアラーの心身の健康と生活の維持・向上等 【効果】負担軽減と生活の質の向上、早期発見・適切なサービスへの接続等	町	※
	<b>障がい者の地域生活支援</b> 【内 容】福祉ハイヤー利用助成、日常生活・活動サポート事業の実施など 【必要性】社会参加・自立支援 【効 果】障がい者福祉の向上	町	※
	<b>重度心身障がい者医療費助成事業</b> 【内 容】重度心身障がい者の医療費助成 【必要性】経済的負担軽減 【効 果】心身障がい者の健康増進	町	※
	<b>地域包括ケアの充実</b> 【内 容】地域包括システムの構築、高齢者の地域・在宅生活支援事業の実施など 【必要性】地域に密着した高齢者福祉事業の充実 【効 果】高齢者福祉の向上	町	※

	健康づくり		<b>生活習慣病予防・重症化予防の推進</b> 【内 容】啓発活動、健康教育・講座等の実施、特定健診及び保健指導の実施など 【必要性】生活習慣病予防・重症化予防の推進 【効 果】健康寿命の延伸  <b>乳幼児期の健やかな発達・発育の支援</b> 【内 容】妊娠婦健診、乳幼児健診及び保健指導・家庭訪問の実施、産後ケア事業、不妊治療費助成など 【必要性】健康を守る地域環境づくり 【効 果】次世代の健康づくり  <b>健康づくりを支え守るための環境整備</b> 【内 容】健康情報の発信、健幸のまちづくり事業の実施、健康づくり活動組織への支援 【必要性】健康を守る地域環境づくり 【効 果】健康づくりの推進  <b>定期予防接種事業</b> 【内 容】予防接種の実施及び助成 【必要性】感染症の蔓延防止 【効 果】感染症の予防・重症化の防止	町	※
7. 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	民間病院	<b>地域に必要な医療水準の維持</b> 【内 容】栗山赤十字病院医師確保に対する助成事業の実施など 【必要性】医療水準の維持・確保 【効 果】地域医療の維持・確保  <b>救急医療体制・地域医療機能の確保</b> 【内 容】栗山赤十字病院夜間・休日救急医療に対する助成事業の実施など 【必要性】救急医療体制の維持・確保 【効 果】地域医療の維持・確保  <b>在宅療養を支える医療体制づくり</b> 【内 容】訪問看護ステーションの設置 【必要性】高齢者の在宅生活の支援 【効 果】住み慣れた地域での生活支援	町	※
8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	義務教育	<b>I C T を活用した教育の推進</b> 【内 容】I C T 教育環境の整備、デジタル教材の導入及び利活用の支援など 【必要性】確かな学力の育成 【効 果】教育の向上  <b>小中学校英語教育の充実</b> 【内 容】英語指導助手の配置による英語教育の実施など 【必要性】確かな学力の育成 【効 果】教育の向上  <b>全国標準学力検査の実施</b> 【内 容】小学校 2 年生から中学校全学年を対象とした全国標準学力検査の実施など 【必要性】確かな学力の育成 【効 果】教育の向上	町	※

	<b>全国標準学力検査の実施</b> 【内 容】小学校2年生から中学校全学年を対象とした全国標準学力検査の実施など 【必要性】確かな学力の育成 【効 果】教育の向上	町	※
	<b>特別支援教育の推進</b> 【内 容】各校の実情に合わせた学習支援を行う特別支援教育支援員の配置など 【必要性】特別支援教育の推進 【効 果】教育の向上	町	※
	<b>教職員の校務負担軽減</b> 【内 容】学校事務補助員の配置及び校務支援システム利活用の支援など 【必要性】確かな学力の育成 【効 果】教育の向上	町	※
	<b>スポーツ・文化活動への支援</b> 【内 容】全道・全国大会出場経費に対する支援及び芸術文化鑑賞事業の実施など 【必要性】豊かな心と健やかな身体の育成 【効 果】教育の向上	町	※
	<b>栗山らしい副読本の作成</b> 【内 容】ふるさとを学ぶ社会科・理科副読本の作成と利活用の推進など 【必要性】豊かな心と健やかな身体の育成 【効 果】教育の向上	町	※
	<b>各家庭の経済的負担の軽減</b> 【内 容】学校行事及び特別活動への支援、幼稚園就園助成事業の実施など 【必要性】豊かな心と健やかな身体の育成 【効 果】教育の向上	町	※
高等学校	<b>栗山高校支援事業の実施</b> 【内 容】栗山高校の魅力づくりを目的とした支援事業など 【必要性】栗山高校の運営 【効 果】次代を担う青少年の育成	町	※
	<b>対外競技派遣事業の実施</b> 【内 容】部活動、課外活動などの競技派遣事業の実施など 【必要性】青少年教育の推進 【効 果】次代を担う青少年の育成	町	※
生涯学習・スポーツ	<b>町民の読書活動の支援</b> 【内 容】学校図書室との連携強化、子育てブックスタート事業等の実施など 【必要性】図書館活動の推進 【効 果】読書環境の向上	町	※
	<b>生涯スポーツの推進</b> 【内 容】体育行事の開催、総合型地域スポーツクラブとの連携事業の実施など 【必要性】生涯スポーツの推進 【効 果】スポーツ環境の向上	町	※

		その他	<p><b>社会体育施設の計画的な改修</b>  【内 容】老朽化した施設等の整備  【必要性】生涯スポーツの推進  【効 果】スポーツ環境の向上</p> <p><b>北海道介護福祉学校の運営</b>  【内 容】北海道介護福祉学校の運営、学生確保事業等の実施など  【必要性】北海道介護福祉学校の運営  【効 果】高齢化社会を支える人材の育成</p>	町	※
9. 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	集落整備	<p><b>まちづくり協議会等の活動支援</b>  【内 容】まちづくり地域組織に対する支援事業の実施、地域支援職員の配置など  【必要性】コミュニティ活動の支援  【効 果】地域コミュニティの向上</p> <p><b>地域活性化・賑わい創出活動の支援</b>  【内 容】町民組織が連携・協力して行う公益活動に対する支援事業の実施など  【必要性】コミュニティ活動の支援  【効 果】地域コミュニティの向上</p>	町	※
10. 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興	<p><b>芸術文化に親しむ環境づくりの推進</b>  【内 容】演劇鑑賞・芸術鑑賞事業の実施、ひなまつりコンサートの開催支援など  【必要性】芸術・文化活動の推進  【効 果】芸術・文化意識の高揚</p> <p><b>文化財保護・活用の推進</b>  【内 容】文化財の指定、啓発活動の実施、開拓記念館事業の実施など  【必要性】文化財保護・活用の推進  【効 果】芸術・文化意識の高揚</p>	町	※
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用	<p><b>循環型社会貢献企業の支援</b>  【内 容】再生可能エネルギー導入事業者に対する支援事業の実施など  【必要性】地球温暖化対策の推進  【効 果】環境にやさしいまちづくりの推進</p> <p><b>再生可能エネルギー導入の推進</b>  【内 容】住宅用太陽光発電システム設置に対する支援事業の実施など  【必要性】再生可能エネルギー活用の推進  【効 果】環境にやさしいまちづくりの推進</p>	町	※
12. その他地域の持続的発展に関する必要な事項	過疎地域持続的発展特別事業		<p><b>オオムラサキ生育環境の保全・再生</b>  【内 容】国蝶オオムラサキの育成及び生息環境の整備・保全事業の実施など  【必要性】自然環境の保全・再生  【効 果】自然環境の向上</p> <p><b>ハサンベツ里山環境の保全・再生</b>  【内 容】里山環境の保全・整備、自然関係団体に対する活動支援事業の実施など  【必要性】自然環境の保全・再生  【効 果】自然環境の向上</p> <p><b>生物多様性保全の普及推進</b>  【内 容】町民への啓蒙、普及推進  【必要性】生物多様性の損失防止  【効 果】持続可能な生物多様性の実現</p>	町	※

	<p><b>人と自然との共生の推進</b>  <b>【内 容】</b>自然教育中長期計画の策定及び担い手・人材確保など  <b>【必要性】</b>自然環境の保全・再生  <b>【効 果】</b>自然環境の向上</p> <p><b>ふるさと自然体験教育の推進</b>  <b>【内 容】</b>自然体験プログラムの作成、指導者の確保、体験学習支援事業の実施、施設改修事業の実施など  <b>【必要性】</b>ふるさと自然体験教育の推進  <b>【効 果】</b>自然環境教育の向上</p> <p><b>行政情報の発信</b>  <b>【内 容】</b>町広報の発行、町公式ホームページ運営事業の実施など  <b>【必要性】</b>行政情報の公開・提供  <b>【効 果】</b>情報共有及び町民参加の充実</p> <p><b>予算・決算・財政状況等の公表</b>  <b>【内 容】</b>財政情報の公開、財政モニター制度、出前型財政学習会の実施など  <b>【必要性】</b>行政情報の公開・提供  <b>【効 果】</b>情報共有及び町民参加の充実</p> <p><b>多様な世代の町民参加推進</b>  <b>【内 容】</b>町民参加機会の充実、子どものまちづくり参加体験事業の実施など  <b>【必要性】</b>町政への町民参加の推進  <b>【効 果】</b>情報共有及び町民参加の充実</p>	町	※
		町	※
		町	※
		町	※
		町	※

※地域の持続的発展における施策の効果が一過性ではなく将来に及ぶもの